

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会

(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

日時：令和6年9月6日（金曜日）午後5時～午後8時

場所：第一本庁舎 33階北側 特別会議室N6

会 議 次 第

1 議事

(1) 計画記載事項ごとの検討

- 目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- 目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- 目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- 目標7 児童相談体制の強化
- 目標8 一時保護児童への支援体制の強化
- 目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

【資料】

- 資料 1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料 2 新たな社会的養育推進計画の構成案
- 資料 3 計画記載事項ごとの検討
- 資料 4 武藤委員事前提出資料
- 資料 5 齋藤委員事前提出資料
- 資料 6 米山委員事前提出資料

資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体

東京都児童福祉審議会 専門部会
(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

■委員名簿

(五十音順、敬称略)

令和6年9月6日現在

氏名	所属	専門分野
カケガワ アキ 掛川 亜季	弁護士	司法関係
キムラ ヒデキ 木村 秀樹	福生市子ども家庭部こども家庭センター課長	関係行政機関
サイトウ ヒロミ 齋藤 弘美	社会福祉法人大洋社常務理事 大田区立ひまわり苑統括施設長	母子生活支援施設
サコンシ ミワ 左近士 美和	中央区福祉保健部子ども家庭支援センター所長	関係行政機関
シンボ ユキオ ◎ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
タカダ マリ 高田 真里	公募委員	都民公募
タナカ れいか 田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事	児童福祉 (社会的養護)
ツル カズミツ 都留 和光	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 施設長	児童福祉施設
ナカ イクミ 中板 育美	武蔵野大学看護学部教授	公衆衛生
ノト カズコ 能登 和子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長	養育家庭
フルカワ コウジ 古川 康司	中野区児童相談所長	関係行政機関
マスザワ タカ 増沢 高	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 副センター長	臨床心理学
ミヤハラ リエ 宮原 理恵	公募委員	都民公募
ムトウ ソメイ 武藤 素明	社会福祉法人二葉保育園常務理事 二葉学園 統括施設長	児童福祉施設
ヨコボリ マサコ ○ 横堀 昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授	児童福祉 (社会的養護)
ヨネヤマ アキラ 米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長	小児科医
カシワメ レイホウ * 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)

◎部会長 ○副部会長 *オブザーバー

■事務局名簿

役職	職名	氏名	
幹事長	子供・子育て支援部長	西尾 寿一	
幹事	子供・子育て施策推進担当部長	瀬川 裕之	
	総合連携担当部長(児童相談センター次長兼務)	竹中 雪与	
書記	子供・子育て支援部企画課長	吉川 千賀子	
	子供・子育て支援部家庭支援課長	安藤 真和	
	子供・子育て支援部育成支援課長	岡本 香織	
	子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長	平川 祥子	
	子供・子育て支援部事業調整担当課長	横森 幸子	
	子供・子育て支援部事業連携担当課長	砂賀 満帆	
関係者等	児童相談センター総合連携担当課長	志田 隆英	
	八王子児童相談所児童福祉相談専門課長 (児童相談センター児童福祉相談専門課長兼務)	奥村 理加	
	足立児童相談所長	辰田 雄一	
	萩山実務学校管理課長	弥重 寿樹	
	障害者施策推進部障害児・療育担当課長	菱田 彰	
	子供・子育て支援部企画課統括課長代理(計画担当)	加藤 悦宏	
	子供・子育て支援部企画課課長代理(調整担当)	若林 大輔	
	子供・子育て支援部企画課課長代理(権利擁護担当)	片岡 智明	
	子供・子育て支援部企画課課長代理(権利擁護調整担当)	山根 諒子	
	子供・子育て支援部家庭支援課統括課長代理(子育て事業担当)	松川 邦夫	
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所運営担当)	伊東 大輔	
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(地域連携担当)	西沢 佳	
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所連絡調整担当)	山崎 信尚	
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(児童相談所連絡調整担当)	荻原 純菜	
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(母子保健担当)	川嶋 直樹	
	子供・子育て支援部家庭支援課課長代理(多機関連携担当)	山崎 貴博	
	子供・子育て支援部育成支援課統括課長代理(児童施設担当)	西嶋 咲絵	
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(乳児院担当)	沢辺 小織	
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(事業調整担当)	水上 雄太	
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(児童施設運営支援担当)	松下 恵美	
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親担当)	山口 美紀	
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親調整担当)	加藤 亨	
	子供・子育て支援部育成支援課課長代理(里親調整担当)	関口 麻美	
	障害者施策推進部施設サービス支援課課長代理(児童福祉施設担当)	海老沼 香織	
	事務局	子供・子育て支援部企画課課長代理(児童福祉審議会担当)	吉川 涼子
		子供・子育て支援部企画課子供・子育て施策推進担当	堀江 真理子
子供・子育て支援部企画課計画担当		山中 尚也	

新たな社会的養育推進計画の構成案

資料 2

- 第1章に、今回の計画で新たに定める計画の「目標」及び「視点」を追加、第3章を、パーマネンシー保障の理念に沿った一貫した流れで構成
- 第3章について以下の9つの目標に沿って構成
 - ①当事者である子供の権利擁護の取組の充実、②パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築、③家庭と同様の環境における養育の推進、
 - ④施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備、⑤心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実、⑥社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
 - ⑦児童相談体制の強化、⑧一時保護児童への支援体制の強化、⑨子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

(現行計画の構成)

第1章 基本的考え方と全体像	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置付け
3	計画期間
4	計画の「理念」・「目指すべき姿」
第2章 東京都の状況	
第3章 東京都における具体的な取組	
1	家庭と同様の環境における養育の推進
	(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進
	(2) 里親に対する支援
	(3) 特別養子縁組に関する取組の推進
2	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
	(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（GH等）での養育を推進
	(2) ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実
	(3) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
3	社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
	・ジョブ・トレーナーの充実、高校在学中の学習支援の充実等
4	児童相談所の体制強化
	(1) 児童相談所における人材の確保及び育成
	(2) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
5	一時保護児童への支援体制の強化
	・一時保護所における児童への日常的な支援の充実、生活環境の整備
6	子供・子育て家庭を支えるための取組
	(1) 当事者である子供の権利擁護の取組
	(2) 在宅で生活している子供や家庭に対する支援体制の構築
7	計画の進捗管理と見直し

(新計画の構成案)

第1章 基本的考え方と全体像	
1	計画策定の趣旨
2	計画の位置付け
3	計画期間
4	計画の「理念」・「 目標 」・「 視点 」
第2章 東京都の状況	
第3章 東京都における具体的な取組	
1	当事者である子供の権利擁護の取組の充実
	(1) 子供の意見表明支援
	(2) 被措置児童等虐待への対応
2	パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築
	(1) 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実
	(2) 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化
	(3) 移行期の連携体制の構築
3	家庭と同様の環境における養育の推進
	(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進
	(2) 里親に対する支援
	(3) 特別養子縁組に関する取組の推進
4	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
	(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進
	(2) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）
	(3) 障害児入所施設における支援
5	心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
	(1) 施設における専門的なケア
	(2) 児童相談所における専門的なケア
6	社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
7	児童相談体制の強化
	(1) 都児童相談所の体制強化
	(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組
8	一時保護児童への支援体制の強化
	(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進
	(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制
	(3) 児童の権利を守るための取組の充実
9	子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着
10	計画の進捗管理と見直し

(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進

1. 現状の取組・課題

検討の視点：小規模かつ地域分散化された施設に向けた支援

- ・ 児童養護施設においては、家庭的な環境のもと、地域社会の中で児童を養護するグループホームの設置とともに、本体施設の小規模化を推進
- ・ 国は、小規模グループケア（定員6名）の経過措置を令和6年度限りで終了させる見込みであるが、都内の現状では、小規模化のために児童養護施設の定員を即時に減少させることは困難
- ・ 地域分散化に伴い、若手職員がグループホームに配置されることも増えており、職員のフォロー体制が必要
- ・ これまで、本体施設はスケールメリットを生かしてケアニーズの高い児童を受け入れてきたが、定員の減少及び小規模グループケアを進めたことに伴い、本体施設においても複数職員による勤務体制が困難な場合が生じている

2. 今後の方向性

- ・ 引き続き、児童養護施設の本体施設の小規模化及びグループホームの設置を推進
- ・ 児童養護施設における養育が必要な児童の見込数を踏まえた定員の確保を検討
- ・ グループホームでの支援の特性を踏まえ、職員の負担軽減のための支援体制を検討
- ・ 本体施設の小規模化に伴う職員体制の充実を検討

目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

(1) 施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境（グループホーム等）での養育を推進

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○計画期間における年度ごとの施設で養育が必要なこども数（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の見込み	現在、検討中
○小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	児童養護施設のグループホームの定員 1,106名（令和6年3月1日時点） 児童養護施設定員に占める定員8名以下のユニットの割合 75.9%（令和6年3月1日時点）

目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備 (2) 施設の多機能化（地域の子育て家庭の支援等）

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：地域の子育て支援家庭や里子への総合的な支援のための社会資源としての活用

- ・ 児童養護施設や乳児院において、ショートステイやトワイライトステイ等を実施
- ・ 児童養護施設及び乳児院においてフォスターリング機関の事業の受託や、里親支援専門相談員等の配置により、里親への支援を実施

検討の視点②：一時保護専用施設の整備

- ・ 児童養護施設において、一時保護委託児童のみを受け入れる専用ユニットを1施設で実施
- ・ 乳児院において、令和6年度より、3歳以上の幼児の一時保護委託を専用ユニットで受け入れる取組を4施設で開始

2. 今後の方向性

- ・ 乳児院における里親委託推進に向けた体制を強化
- ・ 地域の子育て支援の場としての乳児院や母子生活支援施設の活用を検討
- ・ 引き続き、乳児院や児童養護施設における一時保護委託の受入れを実施

目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
 (2) 施設の多機能化（地域の子育て家庭の支援等）

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

<p>○養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数</p>	<p>令和6年3月31日時点 家庭支援専門相談員（加配） 児童養護施設：33施設44人 乳児院：11施設15人 心理療法担当職員 児童養護施設：55施設61人 乳児院10施設11人 自立支援担当職員 児童養護施設：52施設83人 自立援助ホーム：16施設16人</p>
<p>○養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数</p>	<p>令和6年3月31日時点 親子支援事業 児童養護施設 3施設 乳児院2施設 家族療法事業 児童養護施設 14施設 乳児院4施設</p>
<p>○一時保護専用施設の整備施設数</p>	<p>※一時保護委託専用ユニット：乳児院4箇所 児童養護施設1箇所</p>
<p>○児童家庭支援センターの設置施設数</p>	<p>都では子供家庭支援センターにおいて対応</p>
<p>○里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数</p>	<p>フォスタリング機関 都6施設（児相設置区分も加えると9施設）</p>
<p>○妊産婦等生活援助事業の実施施設数</p>	<p>今年度実施予定</p>
<p>○市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）</p>	<p>調査中</p>

目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備 (3) 障害児入所施設における支援

1. 現状の取組・課題

検討の視点：できる限り良好な家庭環境の整備

○障害児入所施設

- ・（福祉型）障害児入所施設は、令和6年4月1日現在、都内8施設、都外9施設
- ・施設運営に当たって、都は運営費の補助の他、国庫補助により施設整備費補助を実施

○施設のユニット化（小規模化）

- ・令和6年度、国は、運営基準（※）に「指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。」ことを新たに明記
- ・報酬における小規模グループケア加算も、より小規模なケアへの評価の見直し
- ・令和6年4月1日現在、小規模グループケア加算を算定している施設は、都内1施設、都外3施設
- ・現在は、施設から建替えや改修の相談があった際に、ユニット化についても助言
- ・施設のユニット化（小規模グループ加算算定）にあたっては、ハード面の整備（施設の建替えや改修等）やソフト面の対応（支援員に加え専任の児童指導員の配置等）が必要

（※）「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号）第20条第2項

2. 今後の方向性

- ・引き続き、施設に対し助言を実施
- ・運営費の補助の他、施設整備費補助等を行い、良好な家庭環境の整備に向けて努める

目標④ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備 (3) 障害児入所施設における支援

3. 計画記載事項

※現在の整備・取組状況等を記載

○福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	4 施設
○福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	108名

目標⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実 (1)施設における専門的なケア

1. 現状の取組・課題

検討の視点：ケアニーズが高い児童に対する施設における専門的なケアの充実

(児童養護施設)

- ・児童への専門的ケアを充実する専門機能強化型児童養護施設に対する支援を行ってきたが、年々、ケアニーズの高い児童が増加しており、現行体制では対応が困難
- ・東京都石神井学園において、平成27年度から虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援・医療・教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能モデル事業を実施

(児童自立支援施設)

- ・被虐待経験や発達障害等、特別な支援を必要とする児童が増加

(児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）)

- ・他の児童福祉施設を経由せず、家庭から入居する児童が増加しており、手厚い生活支援や心理的なケアが必要なケースが増加

2. 今後の方向性

- ・児童養護施設においてケアニーズの高い児童の受け皿を確実に確保し、適切な支援を受けられる体制の強化
- ・連携型専門ケア機能モデル事業の検証を行い、今後の方針の検討と実施
- ・児童自立支援施設における、心理職員の増員等の支援体制のあり方を検討
- ・自立援助ホームにおける専門的な支援体制の強化

目標⑤ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実 (2)児童相談所における専門的なケア

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：ケアニーズが高い児童への専門的な支援

- ・ 児相相談センターにおいて、問題行動が見られる在宅指導児童や施設入所児童等に対する治療指導や、措置中に不適応を起こした児童への一時保護による緊急宿泊治療を実施
- ・ 虐待が発生した家族には、保護者に適切な養育行動を身に付けさせ、親子の愛着関係を修復する治療的・教育的援助を実施
- ・ 加えて、心理治療的なケアや入院等を必要とする児童を適切に医療につなげることも重要

検討の視点②：児童養護施設等の関係機関への支援

- ・ 児童相談センターでは、児童養護施設、子供家庭支援センター等を対象とした研修、事例検討会等を定期的に行い、各施設における援助者の技術向上を支援
- ・ 児童養護施設等においては、虐待によるトラウマや、愛着障害等の課題をもつ児童が施設不調に至るケースが増加
- ・ 子供家庭支援センターにおいても、心理職の配置が進んでいるが、多くの心理職がケースワークを担っており、十分に専門職としての専門性を発揮できていない実態も見られる

2. 今後の方向性

- ・ 児童相談センターにおける**緊急宿泊治療の枠の拡大**を目指すとともに、心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるよう**児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークを構築**
- ・ 児童相談センターにおける**児童養護施設等へのコンサルティング**を実施し、施設の対応力を強化
- ・ 子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携し、専門的な支援が行えるよう専門性向上に向けた取組を検討

目標⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

1. 現状の取組・課題

検討の視点：社会的養護のもとで育つ子供及び施設退所後の自立支援

- ・ 児童養護施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に、自立支援担当職員（自立支援コーディネーター、ジョブ・トレーナー）を配置し、児童の自立に向けた支援を実施
- ・ 社会的養護経験者等を対象に、就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として、ふらっとホーム（社会的養護自立支援拠点事業）を都内3か所で実施
- ・ 改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業の年齢制限の撤廃、社会的養護経験者等の実状把握及びその自立のために必要な援助を行うことが都道府県に対し義務化されたことに伴う対応方針の検討が必要

2. 今後の方向性

- ・ 社会的養護経験者等の支援ニーズを把握するための実態調査の実施と、関係機関との連携を強化し支援体制を構築するための協議会の設置に向けた検討
- ・ 児童自立支援施設において、入所時から退所後まで一貫した、アフターケアを計画的かつ継続的に実施できる体制を確保
- ・ 児童養護施設等が措置解除後も退所者等とつながり、必要な支援を行うための取組の強化
- ・ ニーズに応じた児童自立生活援助事業の実施に向けた体制の整備

目標⑥ 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）	Ⅰ型：18箇所（都所管分） Ⅱ型・Ⅲ型：0箇所 ※令和6年4月1日時点
○社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3箇所（区部東部・区部西部・多摩地区） ※令和6年4月1日時点・都所管分
○社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	社会的養護自立支援協議会の設置の検討 社会的養護経験者等実態把握調査により実態把握を実施

目標⑦ 児童相談体制の強化 (1)都児童相談所の体制強化

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：都児童相談所の人員体制・専門性の強化

【現状の取組】

- ・都の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、重篤な虐待ケースや精神疾患がある保護者への対応など、対応な困難なケースも増加
- ・経験年数2年以下の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに5割弱となっており、経験が浅い職員が増加
- ・児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、**児童福祉司や児童心理司を増員**するほか、困難ケースで職員に助言・指導等を行う**専門課長を配置**
- ・**人材確保のための専任チーム**を設け、大学や養成機関への訪問を行うほか、人材育成のための**トレーニングセンターを設置**し、実践的な研修を実施

【課題】

- ・児童福祉司の配置基準は、平成28年の政令改正により、人口おおむね4万人から7万人までに対して1人とされていたものが、平成31年4月以降は、人口4万人に対して1人が標準とされ、さらに、令和4年度に、人口3万人に1人の配置に引き上げられたため、現状、職員定数が配置基準に足りていない。

(参考)

R4:政令569人、定数422人 R5:政令569人、定数458人 R6:政令570人、定数499人

- ・児童福祉司、児童心理司の増員を進める中で、経験年数の浅い職員の割合が増加しており、一層効果的な人材育成を図っていく必要がある。

目標⑦ 児童相談体制の強化 (1)都児童相談所の体制強化

検討の視点②：都児童相談所の管轄区域の見直し 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化

【現状の取組】

○児童相談所設置の基準を定める政令（管轄人口50万人）を踏まえ、管轄区域の変更や新設による区域再編に向けた対応を実施

多摩地域の所管区域の見直し

- ・令和4年度：所管区域の見直しを行い「多摩地域児童相談所配置計画」を策定
- ・令和5年度：適地調査委託を実施し、新たな児童相談所の設置場所を決定
- ・令和6年度：町田児童相談所（仮称）の新設に向けた改修工事実施、多摩中部児童相談所（仮称）及び西多摩児童相談所（仮称）の基本計画策定

都立練馬児童相談所の設置

- ・練馬区子ども家庭支援センターと同一建物内に、都立練馬児童相談所を設置（令和6年6月開所）

○児童相談に係る都と区市町村の相互連携の強化を図るため、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点を設置（サテライトオフィス）

【課題】

- 虐待に関する相談件数は年々増加しており、相談体制を強化し、迅速な対応につなげていくため、多摩地域及び区部における都児童相談所の整備を進めていくことが必要
- 引き続き、区市町村との連携を通じた、きめ細かな相談支援体制を確立するため、サテライトオフィスの設置を推進することが必要

目標⑦ 児童相談体制の強化 (1)都児童相談所の体制強化

2. 今後の方向性

【都児童相談所の体制強化】

- ・ 児童福祉司には高い専門性が求められるため、必要な人材確保はもとより、人材育成をしていくことが重要であり、引続き、**国の配置基準等を踏まえ、計画的に増員**を図っていく。
- ・ 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の**演習型研修の充実**を図る。
- ・ 新たに採用した職員が環境の変化やギャップに対応できるよう、**採用前から採用後にかけての職員へのサポート体制を充実**する。

【児童相談所の施設整備】

- ・ 国の政令基準（管轄人口50万人）を踏まえ、区部及び多摩地域における**都児童相談所の新設**を進め、地域に根差した**きめ細かな相談支援体制**を確立

今後の新設予定

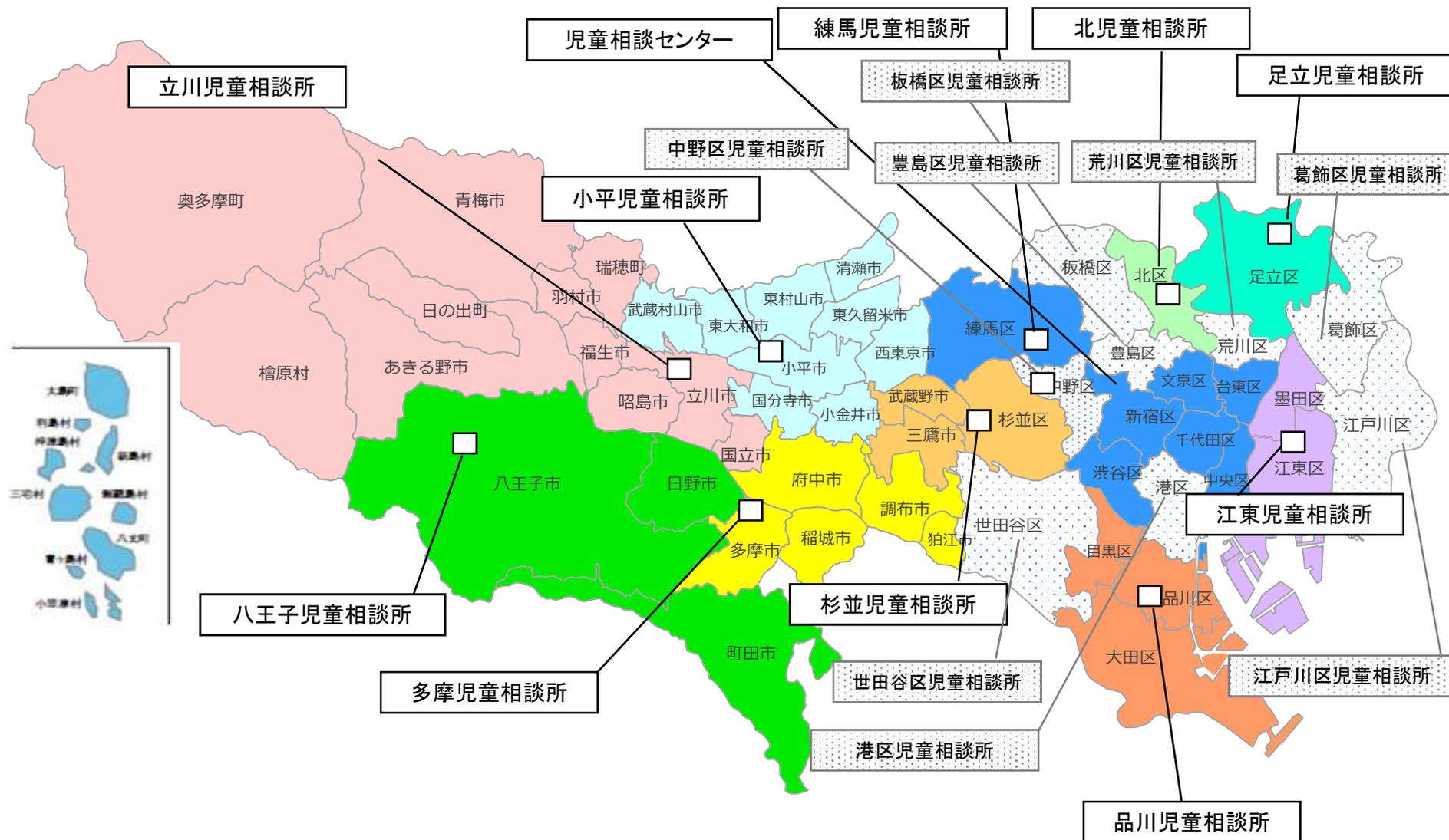
町田児童相談所（仮称）（R7年度）、大田区を所管する児童相談所（R8年度）、多摩中部児童相談所（仮称）（R11年度）、西多摩児童相談所（仮称）（R13年度）

- ・ 併せて、都児童相談所の**サテライトオフィスの設置を促進し、都と区市町村の連携を一層強化**

都児相サテライトオフィス R6年度 3所（台東（中央）、渋谷）

都内の児童相談所の設置状況

- 東京都には、現在11か所の児童相談所、8か所の一時保護所がある
- 児童相談所には、児童福祉司499人(定数)、児童心理司251人(定数)が配置されている(令和6年度)
- 特別区は、世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区が児童相談所を設置(令和5年10月1日現在)



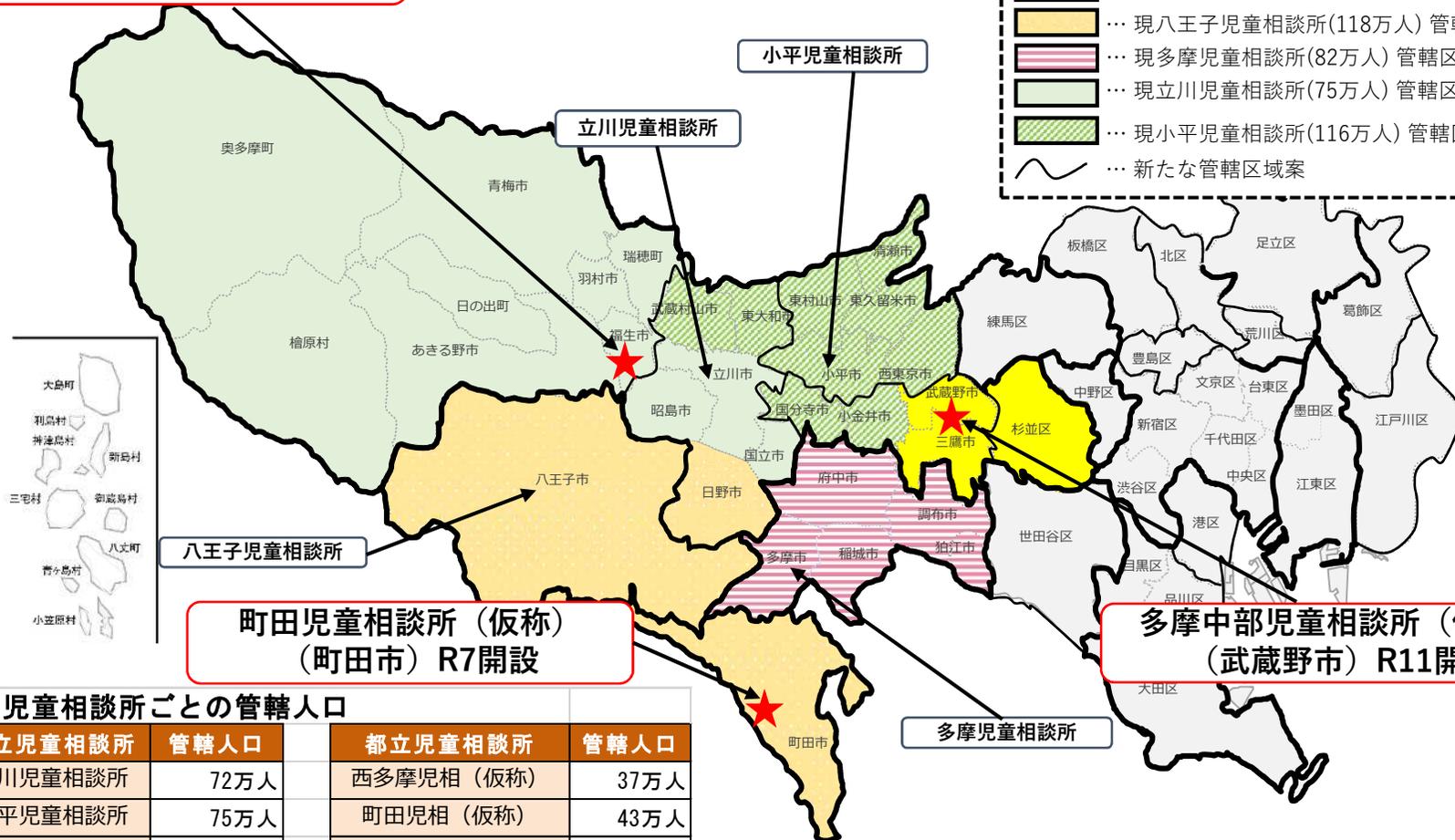
* 島しょ地域は、児童相談センターが担当

多摩地域児童相談所設置場所

西多摩児童相談所（仮称）
（福生市）R13開設

・凡例

- 現杉並児童相談所(91万人) 管轄区域
- 現八王子児童相談所(118万人) 管轄区域
- 現多摩児童相談所(82万人) 管轄区域
- 現立川児童相談所(75万人) 管轄区域
- 現小平児童相談所(116万人) 管轄区域
- 新たな管轄区域案



町田児童相談所（仮称）
（町田市）R7開設

多摩中部児童相談所（仮称）
（武蔵野市）R11開設

□ 児童相談所ごとの管轄人口

都立児童相談所	管轄人口	都立児童相談所	管轄人口
立川児童相談所	72万人	西多摩児相（仮称）	37万人
小平児童相談所	75万人	町田児相（仮称）	43万人
八王子児童相談所	56万人	多摩中部児相（仮称）	59万人
多摩児童相談所	82万人		

* 児童相談所管轄内の管轄人口は「住民基本台帳による世帯と人口」（令和6年1月1日現在）

目標⑦ 児童相談体制の強化 (1)都児童相談所の体制強化

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○児童相談所の管轄人口（100万人を超えている場合は、推移も）	児童相談センター：129万人、江東児相：82万人、品川児相：142万人 杉並児相：91万人、北児相36万人、足立児相69万人、練馬児相74万人、 八王子児相：118万人、立川児相：75万人、小平児相：116万人、 多摩児相：82万人（住民基本台帳による世帯と人口 R6.1.1現在）
○第三者評価を実施している児童相談所数	調整中
○児童福祉司、児童心理司の配置数	調整中
○市町村支援児童福祉司の配置数	調整中
○児童福祉司スーパーバイザーの配置数	調整中
○医師の配置数（常勤・非常勤の内訳含む）	調整中
○保健師の配置数	調整中
○弁護士配置数（常勤・非常勤の内訳含む）	調整中
○こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	調整中

目標⑦ 児童相談体制の強化

(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化

【現状の取組】

- ・ 都においては、11か所の都立児童相談所、8か所の区立児童相談所、85か所の子供家庭支援センターが設置
- ・ 東京では、ト一横問題等、単一の自治体では解決できない広域的、専門的な課題が顕在化
- ・ これを踏まえ、令和6年度、都児童相談センターに「総合連携担当」を設置し、区立児童相談所を含む東京全体の総合調整機能を担当

【課題】

- ・ 児相設置自治体間や、児童相談所と子供家庭支援センター間の調整において、相談援助業務のルールの解釈や認識の違いにより、手続が円滑に進まない事例が発生
- ・ 一時保護児童の入所先施設が見つからず、一時保護長期化の一因となるとともに、児童福祉司個人による入所打診等が繰り返されるなど、職員の負担も増大
- ・ 児童相談所では、困難な法的対応やケアニーズの高い児童への支援等、大都市特有の困難ケースに直面。子供家庭支援センターにおいても法的対応など様々なケースに対応
- ・ 児童相談所、子供家庭支援センターともに、経験豊富な職員の確保・育成に苦慮

目標⑦ 児童相談体制の強化

(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

検討の視点②：都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化

【現状の取組】

都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点を設置

(1) サテライトオフィスによる連携

- ・子供家庭支援センターに、都の児童相談所のサテライトオフィス（連携拠点）を設置
- ・都の児童相談所職員が、定期的及び必要時にサテライトオフィスで業務を行うとともに、必要な児童虐待事案等について、連携拠点を活用し、情報共有、合同調査等を実施

(2) 分室による連携

- ・都の児童相談所に、子供家庭支援センター分室（連携拠点）を設置
- ・子供家庭支援センター職員が、都の児童相談所内で児童虐待相談等に係る業務に従事
- ・分室を連携拠点として活用し、児童虐待相談等について情報共有、協議、合同調査等を実施

(3) 都児相・子家セン—体型拠点による連携

- ・都の児童相談所と子供家庭支援センターを同一の施設内に設置
- ・会議への相互出席、合同面接、合同調査等を実施

<令和6年8月時点の設置状況>

都児相サテライトオフィス	2所（台東（中央）、渋谷）
子供家庭支援センター分室	1所（新宿）
都児相・子家セン—体型拠点	1所（練馬）

【課題】

- ・都と区市町村できめ細かな相談支援体制を早期に確立することが必要。

目標⑦ 児童相談体制の強化
(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

2. 今後の方向性

①都児童相談センターの体制を強化し、東京全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向け、以下の取組を進める

【相談援助業務の標準化】

- ・児童相談所の業務に係る既存のルールの解釈等を確認・検証し、東京の実情を踏まえた都区共通の新たなルールの策定を検討
- ・児童相談所と子供家庭支援センター間の連絡調整に係るルールを検証し、必要な見直しを実施
- ・児童養護施設の入所調整の効率化に向けた都区共通の仕組みづくりを検討

【個別ケースに係る専門的支援】

- ・都内全体での専門性向上のために、困難ケースや好事例等、対応事例を全自治体で共有するための仕組みを構築
- ・区立児童相談所や子供家庭支援センターにおける個別の困難事例について、専門相談を受け付ける窓口を設置

【人材育成の共同推進】

- ・都児童相談所、区立児童相談所、子供家庭支援センターにおける合同研修と人事交流の取組を進め、専門性の向上と「顔の見える関係」の構築

②都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、1区1児相体制による児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点など、都児相と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実を図っていく。

目標⑦ 児童相談体制の強化
(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○中核市・特別区における児童相談所の設置状況	8区（令和6年9月時点）
中核市・特別区における児童相談所の今後の設置見込（検討中のものを含む。）	令和8年度末までに4区設置予定

目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化 (1) 一時保護需要に応える環境整備の推進

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：一時保護需要を充足する体制の構築

【現状の取組】

- ・ 都内8か所の一時保護所において、空き状況や地域性等を考慮し調整を図りながら、都全域の児童の受入れを実施。あわせて、里親、児童福祉施設、医療機関等に一時保護委託も実施

【課題】

- ・ 虐待の相談件数の増加、警察による身柄通告数の増加により、一時保護所では定員を超過しながら児童の受入れを行っている状況
- ・ 受入児童の権利擁護の観点から、地域での生活の保障や、原籍校への通学に配慮した一時保護体制の整備が必要
- ・ また、複雑かつ困難ケースが増加する中、施設への入所調整や里親とのマッチングに時間がかかるなど、一時保護所に長期に滞留する児童が増加

目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化

(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進

2. 今後の方向性

- ・ 将来的な一時保護需要を踏まえ、必要な定員を充足するよう、**新たな一時保護所の整備を検討**。併せて、**児童養護施設や里親、民間一時保護所等も活用**するとともに、区児童相談所とも連携を図りながら、都内全体の一時保護需要に対応
- ・ 子供の地域との繋がりの保障、相談部門と保護部門の連携強化の観点から「**1 児童相談所 1 保護所**」を基軸に整備を検討
- ・ 一時保護所や施設入所にかかる期間を適正化するため、施設等への**入所調整の仕組み**を検討

目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化

(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制

1. 現状の取組・課題

検討の視点②：適切なケアに必要な人員体制

【現状】

- ・ 都内においては、一時保護を必要とする児童が多数
- ・ これまで、児童の安全と安心を保障し、一人ひとりの現状に応じた適切な支援を行えるよう、**国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」よりも手厚く人員を配置**

【課題】

- ・ **ケアニーズが高く個別支援が必要な児童が増加しており、受け入れる児童の状況は一層多様化・複雑化し、適切な対応にはさらなる体制強化が必要**
- ・ 本年4月、内閣府令により、初めての一時保護所の独自基準となる「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行されたが、**都市部の特性を十分に反映しておらず、人員配置の基準が十分ではない**

目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化

(2) 個別的支援を必要とする児童へのケアのための人員体制

2. 今後の方向性

- ・ 子供の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から、国調査研究等において示されてきた配置基準の考え方を踏まえ、「**幼児2人に対し職員は1人、学齢児3人に対し職員1人を常時配置**」する方向性で検討
- ・ また、手厚い人員配置を実現するために、**採用・リクルートの強化**を図るなど**人材確保策の充実**を検討

※これまでの間、令和4年度の国の調査研究事業では、「満3歳以上の児童6人につき2人以上を常時おこななければならない。」や、新しい社会的養育ビジョンでは、「緊急一時保護のため の一時保護所では、子どもの不安は高いものであり、少なくとも常時子ども2人に対して1人 の大人がケアできる体制が必要である。アセスメント保護のための小規模一時保護所や一時保護委託施設においては、子どもがいる時間帯は少なくとも複数の勤務体制とし、子ども3人に大人1人は配置されるべきである。」と示されてきた

※「常時配置」とは、日中の時間帯（概ね8時30分～17時15分）において常に児童の支援に行っている職員が配置されていること

目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化 (3) 児童の権利を守るための取組の充実

1. 現状の取組・課題

検討の視点③：一時保護所における児童の権利保護

【現状の取組】

(子供の権利擁護)

- ・ 児童の権利を守り、一時保護所の生活の質を向上するため、**外部評価を受審**しているほか、**第三者委員による保護児童の意見を聴く取組**も実施
- ・ さらに、今年度、**意見表明支援員**による一時保護児童の意見表明の支援を**試行開始**

(子供の学習・通学)

- ・ 一時保護所に、教員免許を有する**学習指導員を配置**や**家庭教師の派遣**、**タブレットによる習熟度に応じた個別学習の充実**などを実施
- ・ 必要に応じて、在籍校とも連携を図りながら、学校行事等への参加を支援
- ・ 高校生など、通学可能な児童は、**本人による単独通学**を実施

(家庭的環境づくり)

- ・ **都ではユニット環境※**にある一時保護所は**1か所**のみで、**居室が個室**となっている保護所は**2か所**

※ 国が示した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」では、児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう「ユニットを整備するよう努めること」や学齢児の居室については「1人とするよう努める」とされており、また、国の調査研究事業においては、「6人以下のユニット型となるよう努めること」とされている

目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化 (3) 児童の権利を守るための取組の充実

【課題】

- ・国の一時保護ガイドラインでは、「外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。」とされる一方、**運用で、私物や通信機器の持ち込み等、一部限定している状況**
- ・通学支援に関しては、虐待等の児童の状況や**通学距離**等から、**一部の保護所のみで対応**通学が可能な場合にも、職員体制が手薄であるため、十分な支援体制の確保が困難
- ・家庭的な環境を確保する観点での**ユニット化**や、プライバシーへの配慮や、児童が安心して一人になれる場所を確保する観点での**居室の個室化**が必要

2. 今後の方向性

【児童の視点に立った権利擁護の推進】

- ・ 一時保護所内の児童の権利制限やルールの見直しを図ることを検討
- ・ 児童への入所後の生活等の説明について、分かりやすい説明の仕組やツールの活用を検討

【学習や通学への支援強化】

- ・ 学習環境を一層充実するため、在籍校と緊密な連携を図るとともに、引き続き創意工夫した学習を展開
- ・ 通学が可能な場合、在籍校の近くの施設や里親への委託を一層促進
- ・ 一時保護所からの通学を可能とするため、必要な職員体制の確保や送迎のための仕組を検討

【家庭的な環境を実現するための施設整備】

- ・ 新設する一時保護所について、6人以下のユニット化及び個室化を実現
- ・ 既存一時保護所についても、ユニット化・個室化への手法を検討

目標⑧ 一時保護児童への支援体制の強化

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○一時保護施設の定員数	250人（民間委託含まない）
○一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	（育成支援課）
○第三者評価を実施している一時保護施設数	全11か所（民間委託の3か所含む）
○一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	調整中

目標⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

1. 現状の取組・課題

検討の視点①：都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成

(現状の主な取組)

- ・リクルートチームによる大学・養成校等への出前講座を実施。実習生の受入れ、広報動画による児童相談所の魅力をPR
- ・多様な採用選考の実施（経験者選考でロープレを導入。R6から経験者1級職の採用も導入）
- ・民間賃貸の職員住宅を確保し若者が働きやすい環境を整備
- ・都トレーニングセンターにおいて、経験の浅い職員を中心にロープレ形式の演習型研修を実施

(課題)

- ・都児童相談所の児童福祉司・児童心理司について政令基準に基づく配置を目指すとともに、新たな保護所の増設や手厚い職員配置に向け、**計画的な専門人材確保のための強化策が必要**
- ・**経験の浅い児童福祉司が増加**している中、法的対応など高度な専門性が求められる判断の難しいケースが増えている
- ・実践力の高い専門職を育成するため、保護者との**面接スキルの習得などが急務**
- ・困難ケースに対する若手職員への助言・指導を行う**SV・基幹的職員の育成・増員が必要**

目標⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

1. 現状の取組・課題

検討の視点②：都と区市町村と共同した人材育成の推進

(現状の主な取組)

- ・ 都児童相談センターは、児相職員を対象に、経験年数に応じて集合型研修に加えて面接技法の演習型研修を実施
また、子供家庭支援センターの虐待対策ワーカーや心理職などの職種ごとの研修を実施
R6から、こども家庭センター職員への研修を開始
- ・ 特別区研修所は、区児相職員等を対象に、経験年数に応じて集合型を中心に研修を実施

(課題)

- ・ 児童相談所では、法的対応を含む困難事例、ト一横問題などの大都市特有のケースなどが顕在化
- ・ 子供家庭支援センターにおいても、虐待の困難事例への対応や予防的取組が進む中、**経験豊富な職員の育成や専門職の確保・育成に苦慮**
- ・ 児童相談所、子供家庭支援センターともに、相談業務に係る**スキルやノウハウの蓄積や継承が困難**な状況に直面
- ・ こども家庭センター設置に向け、母子保健・子育て分野の緊密な連携が必要

2. 今後の方向性

【都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成】

- ・ 都児童相談センターにおいて、**児童福祉の人材施策を総合的に実施する体制を強化し、専門人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを一層推進していく。**
- ・ **多様なリクルート活動**を展開し、**計画的かつ確実に専門人材を確保**していく。
- ・ 都トレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の**演習型研修の充実**を図る。
- ・ 基幹的職員を育成しOJT体制を強化するなど、**チームマネジメント体制の強化**を図る

【都と区市町村と共同した人材育成の推進】

- ・ 都と区市町村の**合同研修や人事交流等について新たに企画実施**することにより、専門性の向上と「顔の見える関係」の構築
- ・ 都トレセンと特別区職員研修所の**相互研修受講**を実施
- ・ 都と区市町村のケース対応の**事例を収集し、共有できる仕組み**を検討

【こども家庭センターの設置に向けた支援】

- ・ 支援者のスキルアップ、組織間の連携、重層的な支援を実施するためのバックアップ体制の構築等を目的とした、子供家庭支援センターと母子保健部門の**合同研修**を実施
- ・ 両部門の連携の核となる人材の**マネジメント力の強化**

目標⑨ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

3. 整備目標数（案）

※現在の整備・取組状況等を記載

○児童福祉司、児童心理司の配置数	調整中
○市町村支援児童福祉司の配置数	調整中
○児童福祉司スーパーバイザーの配置数	調整中
○医師の配置数（常勤・非常勤の内訳含む）	調整中
○保健師の配置数	調整中
○弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含む）	調整中
○こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	調整中
○専門職採用者数	調整中

東京都の社会的養育推進計画の見直しに向けて（その2）

～第3回専門部会（9月6日）開催にあたり～

東京都児童福祉審議会 専門部会
委員 武藤素明

（社会福祉法人二葉保育園常務理事・二葉学園統括施設長）

ページ

1. 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備2
 (1) 施設の小規模化・地域分散化の促進
 (2) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受け入れ等）
2. 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の充実4
 (1) 施設における専門的なケア
 (2) 児童相談所における専門的なケア
3. 社会的養護のもとで育つ子どもたちの自立支援8
4. 児童相談体制の強化10
 (1) 都児童相談所の体制強化
 (2) 一時保護所における児童への日常的な生活の充実、整備
5. 子どもと子育て家庭を支える専門人材の育成等11
 (1) 人材確保対策
 (2) 人材育成対策
 (3) 人材の定着策

1. 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

(1) 施設の小規模化、地域分散化の促進

①東京における施設整備計画について

東京都における社会的養護のグループホームは、1978年（昭和56年）より「東京のファミリーグループホーム」としてスタートし、現在190ホームのグループホームが開設されるまでに至っており、これまでのグループホームの設置と社会的養育にとっての優位性や効果、さらには課題についてまとめる（検証する）時期にあると思われる。

東京都社会福祉協議会（以下、東社協）の児童部会内にグループホーム制度委員会を設置し、これまでの実践や課題等の振り返りをするなかで、次期社会的養育推進計画立案にあたって以下の事項を提言することとした。

すべての区市にグループホームやサテライト型児童養護ホームの設置を進め、地域偏在を解消するとともに、地域密着型また里親との連携できる小規模かつ地域分散化施設整備に努めることが必要である。現在、東京においては特別区や多摩地区にも児童相談所が設置され、今以上に地域においての社会的養育を保障する体制を整える必要があり、地域密着型（地域貢献、生活通学等の継続的支援等）についてあるべき姿を提示していく必要がある。また、小規模かつ地域分散化施設の無い地域はどこか等具体的提示をしながら、5年後の地域偏在の解消図を示すことが必要である。

施設の小規模化、地域分散化に向けては、グループホームにもケアニーズが高い児童も入所している実態から、本園から離れた地域で児童、職員が安心して生活できるための工夫（応援体制等）が不可欠である。

■双子型ホームは設置が33%であるが、物件確保、人材確保面で難しい点もある。

■サテライト型児童養護施設型は設置は7%と少ないが、全体的な希望としては19%の児童養護施設が「条件が合えば実施したい」と回答している。

→条件とは、・距離面（本園から概ね20分程度）・人材確保（主任・非常勤事務職員・非常勤心理職員）の配置は不可欠である。

<具体的には>

①**距離の緩和**：自転車で10分以上（直線距離で約2km）離れている場合、応援にかけつけても沈静化している事が多いとの回答であり（GH制度委員会での意見）、アンケートによると3km以内のGHが84%とサテライト型制度の対象外の実態もある。

②**確保職員の緩和**：全ての職員をそろえる困難さがあるため。

③**新規条件の緩和**：既存のGHでの適用ができないか。

・GHを設置していない施設もあるが理由としては「物件確保」「人材確保」「園の方針」等が回答されており、今後の拡充（拡大）策については「物件の確保対策」と「人材確保対策」が重要である。

・児童自立支援施設では10名以上の単位で児童を支援している現状もあり、GHの制度の活用によりユニット単位の定員を減らす事で丁寧な支援体制の確立ができないか。また、その対策が一時保護の長期化への対応策に繋がるのではないか。

以上、①～③の緩和策を講じる必要がある。

②児童養護施設の小規模化、地域分散化向けの改善課題について

- ①施設整備費を、新規グループホームの開設や移転、改修についても対象とすること
- ②サテライト型児童養護施設の拡充について、事務所の賃貸費補助、グループホーム支援員の配置対象とするなどの制度改善が必要である。
- ③物件確保の支援充実策を講じること
⇒各施設から不動産、オーナーへのGHの制度（特に家賃、契約等）についての説明がまちまちである。そのために、都、国からの説明のパンフレットのようなものがあると信頼性が増し契約につながりやすくなる。
- ④都市部でのグループホームの物件確保し拡充するためには、グループホームの定員を4人～5名の積極的認可をすること

上記①～④も含めて、「人的支援（GHの応援＋地域一特に支援の拠点が少ない地域一の支援家庭へのアウトリーチ的な応援としての機能）」「教育的支援（GHや地域での不登校児童の居場所と学習の場としての機能）」「心理的支援（GHの児童、職員＋地域での心理ケアが必要な児童、保護者の心理的支援機能）」の整備が今後、求められる。

③施設の多機能化（一時保護児童の受け入れ等）について

<施設での一時保護委託促進について>

東京都内では近年、従来の措置児童は減少傾向にあり一時保護やショートステイ等一時預かりの児童は増えている。東京では児童相談所の拡充に伴い区市の子ども家庭支援センターと協働しながらの支援ケースが多くなり、一時保護の多様な受け皿が今後必要になるであろう。

- ①施設でも一時保護委託を積極的に受けられる体制や条件整備が必要である。
 - ・施設内の空きホームやユニットを活用し一時保護占有の保護ホームの拡充策を図ること。
⇒一時保護も社会的養護（養育）の一つと考えた時に、児童養護施設で実施することのメリットと効果について共有し、受託の促進につなげたい。二葉むさしが丘学園の一時保護ユニットの実施状況並びに実績報告を参照のこと。
- ②児童養護施設によってはスペース等は確保できるが、人財確保に苦戦している施設もあり、児童養護施設の人財確保に対して応援制度としての行政としての支援が必要である。

2. 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的支援の充実

(1) 施設における専門的なケア

① 専門機能強化型児童養護施設の現状

全国の児童養護施設の入所児童数は年々減少傾向を見せ、定員割れをしている施設も増えている。東京は人口減や施設の小規模化が進み、児童養護施設全体の定員数は減少しているが、児童虐待や子どもの貧困世帯数は増加を続けており、保護児童は後を絶たない。

しかし、入所後、子ども達が抱えてきた問題が徐々に顕在化し、暴力や自傷を始めとする自傷他害の言動に加え、SNSの普及は子どもの性非行や犯罪行為に巻き込まれる事故も増え、各施設は日々対応に追われている。これらの状況に対し、**職員の休職や退職も多く、十分な養育体制が確保できない状況も起きている**。毎年児童部会の調査研究部で実施されている「児童の調査」結果からも、子どもが虐待環境や不適切な養育環境で育った影響は、子どもの心身を蝕み、その後の育ちに長く大きな傷跡を残しているのが分かる。

2022年度実施された調査研究部の「児童の調査」結果を参考に、入所後の子ども達の行動化の状況を見てみると、入所前の安心・安全な生活が奪われていた養育環境から、(少なくとも)虐待環境から安全な生活環境であることが実感されると、これまで抑圧されていた怒り、不安、緊張感などが様々な行動化として表れてくる。例えば、「反・非社会的問題行動」として考えられる項目①家出・外泊、②金品持ち出し、③薬物乱用や放火、④真犯行為は数としては減少が見られる。逆に①暴力、②性的非行の数は倍以上に上り、③盗み、④不登校の数が続いている。

また「情緒的な問題」として考えられる項目の①家庭内(施設内)暴力、②学業不振、③心因性習慣、④自傷行為の数は倍以上に増えており、**保護・施設入所すれば終わりではなく、そこから、子どもの回復のための長いケア・支援が始まることを改めて実感させられている**。

以上のように施設入所後、子ども達が表出する行動・症状は多岐に及んでおり、現在、**専門機能強化型による精神科医・小児科医等・心理職員による子どもの面接、心理ケア、職員への助言指導、カンファレンス等の心のケアを中心に取り組まれているが、充分とは言えず、地域の医療機関への通院治療も増え続けている**。また、東京は施設の小規模化・地域分散化が進んでおり、子ども達の生活は、ユニットケア、グループホームでの支援が中心になっているが、人材不足と働き方改革の促進は、職員の支援体制や育成にも影響し、課題の多い子ども達の支援に疲弊し、経験の浅い職員の定着を難しくしている。

② 専門機能強化事業の見直しについて

① 専門職を統括する管理職の配置の必要性

入所前の過酷な生育環境やトラウマ体験を持つ子どもの生活支援には相応の専門性が求められる。養育環境の小規模化で、そのような子ども達への養育支援はより、個別的に、且つ治療的

支援にも取り組みやすくなってきている。また、FSW や心理職の複数配置、看護師配置も増え、施設現場で10年以上働き続けている専門職も増えている実態にある。子どもの生活を担当する職員（ケアワーカー）の経験年数が低くなる現状で、各ユニットチームに専門職を固定し、日常的に助言・指導が受けられる体制を構築していく必要がある。その上で、**チーム養育促進のために治療・ケアプランのマネジメント・スーパーヴァイズのできる専門職の配置が必要である**。専門職が自身の専門性を磨きながら、長く働き続けられるための地位向上が今後にも必要である。

②学力の補完ができる教育の専門職の配置の必要性

入所後の子ども達の学校への適応は年々難しくなっており、小学校、中学校で不登校に至る子どもも増えている。対人関係に課題も多く、高校進学を選択肢が通信制高校への進学しかない状況も見られ、その後の自立にも影響を及ぼしている。通常の塾への適応も基礎学力の積み重ねが乏しいため学力的にも難しい子どもが多い。安心感の乏しい子どもの特性や学力に個別に対応できる専門職による学習指導の場を施設内に設けることで、学力の向上、その後の進学や自立への選択肢も広がっていくと考える。**教育の専門職チームとして、教師経験者、塾の講師、大学生等を雇用し、他の専門職と連携しながら、子どもの自己肯定感を高める一助を目指すことが求められている。**

③「支援者支援」として、職員のメンタルヘルス専任の心理職等の配置、或いは外部カウンセリング・医療機関等へ受診の費用負担（支援者が二次的外傷性ストレス（代理受傷）のリスクが高い状況に置かれるため）が必要である。

④治療の必要な家族への支援ができる専門職の配置

入所児童の家族支援は児童相談所が担っているが、虐待が主たる措置要因となるケースでは、児相と家族が敵対関係になってしまうことも多く、その後の子どもとの交流や関係修復を難しくし、子どもの支援をより難しくしている。家族への支援が進まないと、再統合が可能なのか、里親委託も可能なのか判断にも影響を及ぼし、施設の生活を長期化、子ども自身も先が見えず、新たな逸脱行動を招く結果にもなっている。**家族支援の強化は必須の課題である。難しい家族への支援に取り組める施設内のFSW や心理職の養成を進め、児童相談センターの中に新しく設置された総合連携担当室や治療指導課と連携しながら取り組める仕組みをつくる必要がある。**

⑤入院が必要な児童が入院できない場合が多く、総合連携室等を通じて都立療育センターや都立病院等への入院の推進策を設けること。

⑥施設入所児童が精神安定のために服薬している児童も年々増えている実態もあり、専門機能強化事業の必須の条件となっている精神科医の配置が難しく専門機能強化事業が認定されない施設もある。措置責任者である東京都や特別区が**責任をもって精神科医等の紹介、確保に努める必要がある。**

③児童心理治療施設の創設について

東京ではニーズが高いにもかかわらず児童心理治療施設が無く、児童養護施設等が心理治療施設の役割を担っている実態がある。ケアニーズに応じた治療的かつ医療的なケアが出来る公立民間立に限らず心理治療ができる複数の専門施設の創設について検討をすることが必要である。

- ①都外にある都立児童養護施設 ②民間での教育機関と連携できる児童養護施設、複数の児童養護施設を持つ法人にて施設内で心理治療的な小施設を併設する等
- ③児童自立支援施設の一部（敷地内）に心理治療施設の機能を ④都立小児総合医療センターに併設案 等

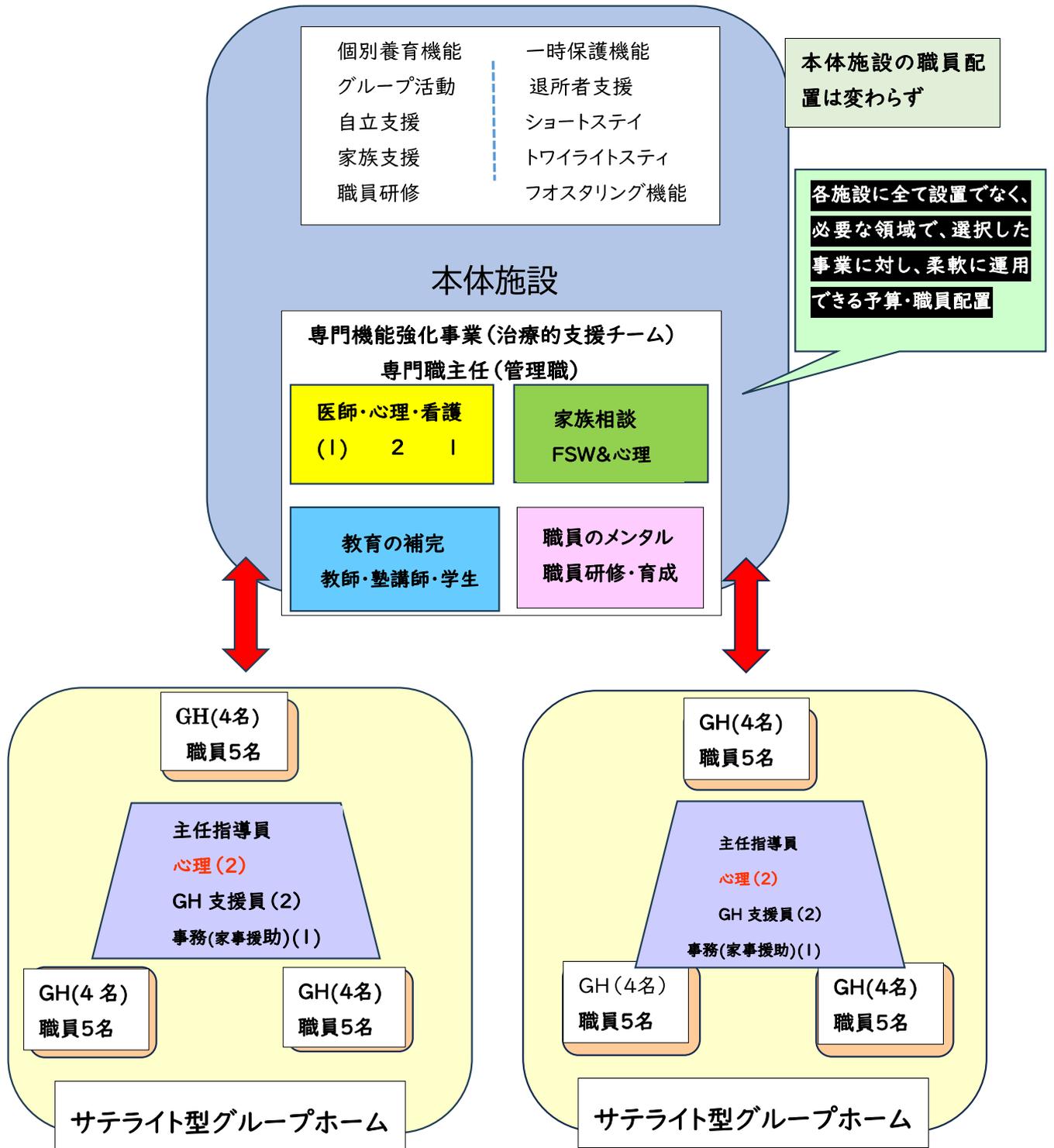
④入所児童のケアニーズの高度化にともない職員の専門性の向上のために

- ①児童養護施設の高機能化のために職員のトレーニングセンター、研修センターの創設を。
- ②児童相談センター内の総合連携担当室や治療指導課と連携し、専門職の専門性向上のための定期的研修&カンファレンスの実施

⑤すべての児童養護施設にクールダウン出来る個室整備を

都内の児童養護施設では敷地や建物構造上から子どもの居室は個室になっていない施設や、問題が生じたときのクールダウン室などの設備も整っていない施設もある。すべての施設がケアニーズの高い子を受け入れられるような環境が整えられるよう、行政主導にて環境整備に努めていくべきである。

児童養護施設の専門機能強化型事業案(イメージ図)



3. 社会的養護のもとで育つ子どもたちの自立支援

(1) 児童養護施設の自立支援策について

①社会的養護下における児童・若者の自立支援を必要とする見込みの実態把握は都道府県等の主幹が責任をもって行うこととなっており、今回の推進計画を立案する際には根拠ある資料作成を実施することが必要である。

そのために、実態把握事業を確実にを行い、東社協児童部会と協議の上で社会的養育推進計画に反映していただきたい。(※実態把握は絶対条件であり、自立支援担当職員や自立支援コーディネーター等から直接意見徴収し、次期社会的養育計画に反映してほしい。)

措置延長が必要な児童数等の実情把握（施設のニーズでなく児童ニーズやアセスメントより求められる量や質を含に）に努めること。その上で類型ごとの実施箇所数の計画を策定すること。

なお、東京都においては措置延長の要件が厳しく、今回の法律改正の趣旨を反映するためにも児童の自立度や児童の意向を鑑み、措置延長を標準化するとともに児童自立生活援助事業に繋げるシステムを確立するべきである。

②児童自立生活援助事業（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）・社会的養護自立支援拠点事業・休日夜間緊急支援事業の実効的な実施

東京においては現状からすると相当なニーズが想定される。ニーズ調査に基づいて東京都社会的養育推進計画に盛り込み、計画的に整備するべきである。すべての児童養護施設等で安定的な児童自立生活援助事業が実施できるよう人員配置加算等の対策を東京都として講じる必要がある。

③とくに自立生活援助事業Ⅱ型の実施と定着策について

自立生活援助事業の実務レベルでの要項（補助要綱含む）を確認し、現場と共有するとともに、各施設の考え方や事業申請の意向などを委員会内で調査把握することが必要である。その結果を東京都と共有し、事業を実施しない施設の対象者の支援の在り方などについて協議する。また東京都においてすべての児童養護施設が自立生活援助事業が出来るように促進策を打ち出し、また、説明会等を開催することが必要である。

④施設周辺の地域、里親家庭でも困難を抱える児童が増えており、地域の子育て支援の予防対策として地域巡回心理職も増えているが、まだ取り組んでいる施設は少ない。今後に向けて業務の現状と課題を調査・検討したい。

⑤東京都は国に先駆けて自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立支援・アフターケアに努めている。その後、近年になって国が自立支援担当職員を配置したが、その自立支援担当職員の業務内容等が東京都の自立支援コーディネーターの業務よりやや曖

味なこともあり、東京都として研修の実施等も含みこれからもしっかりとした自立支援コーディネーターとしての役割を果たすよう施策充実に努めていくべきである。

(2) 今年度改正された児童福祉法改正に伴う自立支援アフターケアのあり方について

児童自立生活援助事業等の制度目的の理解と共有、実務レベルでの Q&A などを東京都と協力しながら作成し、制度利用の基本軸として共有すること

また、アフターケア費の用途等の拡充を図りたい

さらには、区児相、都児相の違い、奨学金等の各学校等の違い、里親、フォスタリング等の実施の中で支援の高度化や標準化を図るべきである。

(3) 今後の東京の自立援助ホームの姿、制度のあり方等充実策について

- ① 計画策定の際には、自立援助ホームからの意見聴取の機会（入所児童、退所者、職員、経営者等の）を設けていただきたい。
- ② 社会的養護経験者等数の見込みや実情把握の必要性
- ③ 自立が困難な高学年児童や青少年について、児童相談所が把握していない実態把握も含め区市町村の子ども家庭支援センターや青少年センター、要保護対策地域協議会等にアンケート調査を行い自立支援が必要な児童等のニーズ調査を実施すること。
- ④ 児童養護施設から児童自立生活援助事業への移行についての検討を。
- ⑤ 措置延長が必要な児童数等の実情把握に努めること。その上で類型ごとの実施箇所数の計画を策定すること。
- ⑥ 児童養護施設、自立援助ホームに社会的養護自立支援拠点事業ができるような体制づくりについて検討すること
- ⑦ 社会的養護自立支援協議会への自立援助ホームの参加を進めること。

⇒①～⑦までの事項を実現すると現在より高度なケアが出来る姿を描くことが出来る。

4. 児童相談体制の強化

(1) 都児童相談所の体制強化

①管轄地域の人口50万人以下を目途に今後も児童相談所を増設・再編に努めること。また、公共交通機関等利用しやすい立地および管轄区域での設置・再編を進めること。

②児童福祉司・児童心理司等の確保と専門性向上

- ・児童福祉司・児童心理司がきめ細かな支援や業務が出来るよう、今後も児童福祉司・児童心理司の増員に努めること
- ・特別区を含め、児童相談所間における支援格差を予防・改善するよう努めること。

(2) 特別区児相設置に関する要望や提言

①区児相設置に伴い、自立支援や権利擁護などにおいて自治体間格差がうまれているため、児童によって受けられるサービスに差が生まれないよう今後も特別区、東京都が一体となって改善に努めることが必要である。また、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業、意見表明支援事業など、入所児童に限らず、退所児童も含め、すべての児童に支援が行き届くよう努めること。

②児相の事業概要がそれぞれ自治体ごとにまとめられているため、措置状況や新規一時保護委託状況、新規措置状況など、東京都と特別区をあわせた東京都全体の措置状況を把握することが出来ない状況にある。そのため、東京都全体として今後の社会的養護の需要予測を行うことができない。事業概要の項目を共通化し、都全体の数字を取りまとめていくべきである。

③入所児童については広域調整のため東京都と特別区から措置されている児童が混在している中、東京都と各特別区児相との間で情報が共有されていなかったり、取り組みが整理されていない場面がみられる。東京都児童相談センターに総合連携室が設置されたこともふまえ、措置児童の支援低下を防ぐため、東京都と特別区の間で十分に情報や技術の共有を図れるよう体制を整備することが今後も必要である。

5. 子どもと子育て家庭を支える専門人材の育成等

東京の社会的養育、社会的養護の充実を検討するためには、職員等の人材確保・育成・定着策を講じることなしにその推進、充実はありえない。今後も東京都として人材対策に力を入れていく必要がある。

(1) 人材確保対策について

- ①積極的な施設入所受け入れ策や施設の多機能化、地域分散化等実施すべき状況にもかかわらず、福祉人材の確保は非常に厳しい現状にあり、社会的養護における人材確保対策を措置する都道府県等が対策を講じるべきである。
- ②人材確保に関しては、施設の採用に関する活動や工法の指揮・企画・運営を率先して行い、実習生の受け入れ調整や養成校との連絡調整を行う。
- ③近年、宿直や夜勤をする職員の配置に苦勞している実態があり、宿直、夜勤を専門にする職員配置を考えていく必要あり。また、その公的保障（加算制度や人材派遣制度等）が必要である。

(2) 人材育成対策について

- ①**人材コーディネーターや新任的職員トレーナーを配置すること**（役割や業務の専門職化）
現場職員や他の専門職との兼任では、人材確保・定着の早急な対応が難しい。また、兼任であるが故に、施設間格差が広がり、児童養護業界全体の損失につながっている。専門職として独立し、自施設の人材を豊かにすることが、子ども支援への心的余裕に繋がり、高機能化・多機能化に対応できるスキルの向上にも、これまで以上に寄与できると考える。
また、現状、人材を確保したが、早期退職される職員が多くいる。職員育成は各施設、尽力していると思うが、トレーナーとしての配置はされておらず、職員が兼務している状況。専属トレーナーを配置し、心身の状態をこまめに確認することで人材育成・定着が促進されることが考えられる為、専属の配置を提案したい。

- ②**人材育成対策について**

人材育成、人材養成、人材教育の仕組みや体制・制度をつくること

施設の現状は、「高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化に向けて」多くの人材が採用され、1年目から多くの新任職員がグループホームに配属されているにも関わらず、養護業務が多忙で人材育成に充てる時間が確保できなかったり、上長等職員の育成能力や指導意識が不足していたりして、養護レベルの向上が図られていない。

また、コロナ禍3年間の施設実習未経験者の入職や施設行事等の開催不足の影響は大きく、職員が現場を離れて研修機会と時間を確保するには、他の職員が空いたポジションを埋め

なければならず、更なる多くの人材（フリー職員）の確保が求められる。

まず、施設内において新任職員のために“チューター制度”や“バディ制度”、“メンター制度”等を確立させること、また階層別研修等で人事交流を図り、施設内だけでなく見学等施設間研修や人事交流の機会を作っていく。更に上長を含め施設長のマネジメント向上や職員個々の面接を通じて職員育成計画と職場内満足度の意識向上を目指す。

以上の取り組みを実現するために**各施設に職員育成・養成担当職員の配置をすることが必要**である。

また、職員の養成機関の設置が今後の東京の社会的養護の専門性を向上させることになるであろう。

(3)人材の定着策について

①人材の定着策に関しては、働き続けられる職場作りを目指し率先して行動し、経営層と協働しながら、時代に合わせた施設づくりが必要である。

②職場におけるメンタルヘルスクエアを形骸化させないためにも、産業医又はそれに準じた精神科医や産業カウンセラー等を嘱託により配置し、予防的対策と早期ケアを専門的に推進していく。

③病休・育休・介護等の代替確保対策の充実策

様々な理由で仕事を休む必要がある現場に対して、年度途中だと、現場の人員不足状態になってしまう。改善のため、代替確保ができるようなシステムを構築出来たら良い。

様々な理由で長期的に休業を取らざるを得ない職員を支える現場に対して、代替制度の充実などシステム的な支援を構築していくことが必要。休業による年度途中での人員不足状況を改善するため、また制度に即した休業を奨励していくためにも、事業所に対する人材確保等に必要な資金補助や支える職員への奨励制度等の構築が必要である。

第3回東京都児童福祉審議会専門部会

「家庭養育優先原則」「パーマネンシー保障」を基にした、分離前後の在宅の親子へ支援の充実

4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

(2) 施設の多機能化（里親家庭の支援、一時保護児童の受入等）

(現状) 施設の多機能化において、これからの施設や地域支援のあり方を考えると、在宅生活をしている親子分離前後の支援として、子どもへ・親へ・親子への3つの視点で親子関係調整を行う「子育て短期支援事業(親子ショート含む)」「親子関係形成支援事業(区市)」「母子一体型ショートケア(都独自)」

「親子再統合支援事業(都)」 「児童家庭支援センター」なども重要な支援事業となる。その支援を行うことができる施設として、家族含めた対応ができるポピュレーションアプローチは、これまで区市との連携しながら母子生活支援施設でも実施されてきたが、そのことがあまり知られてこなかった。

また、児童家庭支援センターは、現在、全国の中で東京都のみ設置されていないが、今回の法改正後に、都内で現在設置されている「子ども家庭支援センター」が「子ども家庭センター」へと変化していく場合には、「児童家庭支援センター」による機能が不足するため、各地域行政にとっても支援の量が不足することが見込まれる。

(意見) 分離前後の支援→ 今後は、家庭養育優先原則のもと、施設在宅の支援を重要視した分離前後の支援を行う多機能化についても今回の視点に入れるとともに、母子生活支援施設が親子支援を行うことができる施設であることを認識していただき、また母子生活支援施設が事業推進できるようにしてほしい。

(意見) 児童家庭支援センターの設置→ 東京都内も、様々な社会的養護の施設を活用し、児童家庭支援センターの設置を可能にすることで、今後の市区町村の対応する量に対する応援ができるようにしてほしい。

5 心理的・治療的ケアが必要な子どもへの専門的な支援の充実

(1) 施設における専門的なケア

(現状) 母子生活支援施設では、様々な暴力被害や障害のある母や子が増加傾向にあるが、現在の職員配置は、母親にも子にも障害があり養育支援が困難になっていることが前提となっていない。現在、その支援を担っているのは、個別対応職員、保育士、心理職などであるが、それは加算配置であるため、全施設に配置されていない。



- ・何らかの障害のある母親等が入所している施設の割合は、88.9% (177 施設)。
- ・障害のある母親等 1,147 人は、入所している母親等 2,707 人の 42.4%。1 施設あたりの平均は、6.5 人。
- ・母の手帳の保有状況は、精神障害者保健福祉手帳 12.3% (332 人)、療育手帳 6.6% (180 人)、身体障害者手帳 1.1% (29 人)。まだ所有していない利用者もいる。
- ・子の手帳の保有状況は、療育手帳 8.4% (378 人)、精神障害者保健福祉手帳 1.5% (66 人)、身体障害者手帳 0.8% (36 人)。まだ所有していない利用者もいる。

※全国母子生活支援施設令和4年度基礎調査より

(意見) 母子生活支援施設において、障害のある親子への支援ができるために必要な職員配置を行えるよう、今部会で認識するとともに、区市町村へも通知などをしてほしい。

6 社会的養護の下で育つ子供たちの自立支援

・自立支援担当職員の充実

(現状) 母子生活支援施設が自立支援担当職員の配置を認められたのは令和3年度からであり、社会的養護の施設の中では、かなり遅い認可であった。児童福祉法第38条には、施設の役割として退所後の支援を重要視しているものの、現在、まだ、配置ができておらず、アフタリーチなども進みにくい状況にある。

児童福祉法第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

令和5年度の東京の母子生活支援施設の実態調査によると、自立支援担当職員の配置施設は、5施設(都内全施設の15%)であった。現在の施設利用の平均期間も、2年未満が79.9%と大半を占めていることから、退所後のアフターケアは重要な支援といえる。

(意見) 都内の母子生活支援施設すべてがアウトリーチをすることができるアフターケアとなるよう「自立支援担当職員」を配置できるようにしてほしい。

前回の会議を踏まえて、項目構成の追加要望

- 前回会議で、増沢委員の発言において、2(2)のあとに、(3)つなぎ目の支援を追加するとの提案があった。そのことを踏まえ、あわせて、在宅で家族と生活している子どもや親へ支援の重要性を感じたため、(4)として、「**家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく、実親との生活支援**」の追加をお願いしたい。

2 困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実

(3)家庭養育優先原則を基に、パーマネンシー保障のためのつなぎ目の支援(増沢氏案)

※タイトルについては、今後、検討されると思うが、とりあえず枠を作るために記載した

(4)家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく、実親との生活支援(齋藤追加案)

(4)に関する内容

・分離前後の親子の生活を支援する視点として、母子生活支援施設の活用

分離するか、親子で一緒かの白黒の二択ではなく、子どもへ・親へ・親子への3つの視点を持ちながら、親子の生活や親子関係の支援を行う母子生活支援施設の活用を重要視してほしい。例えば、分離の検討する前のアセスメント期間として活用する場合や、再統合を進めていく上で、親と子の生活支援をする施設として活用するなどである。

・子供の視点に立った児童相談所からの母子生活支援施設の利用

現在、母子生活支援施設は市区町村の福祉事務所が施設の利用の決定を行っている。その有効性もあるが、保護者からの申請となっているため、母親の意向がメインとなる。しかし、今回の児童福祉法改正を踏まえ、子どもの立場から実親と生活できるように支援をする方法として、必要に応じて児童相談所から、母子生活支援施設の利用を提案できるようにするとともに、その方法を周知してほしい。

・胎児からの支援でパーマネンシー保障を考える

現在、児童福祉法では、児童とは、生まれてからの子供が対象となっている。しかし、今回の児童福祉法改正により、妊娠期から(胎児)の支援の重要性が認識されている。これまで、母子生活支援施設は単身妊婦の利用を工夫しながら行ってきた。そのことを踏まえ、出産を控えた妊婦が施設や場所を転々とすることなく、一つの施設で出産前から出産後も親子ともに支援をすることにより、利用者世帯の気持ちや生活の安定をすることができるため、妊婦の母子生活支援施設の利用ができるようにしてほしい。

東京都児童福祉審議会第3回専門部会 向け
意見・参考資料（令和6年9月6日開催）
全国療育相談センター 米山 明

**障害児入所施設（児童発達支援入所施設）の在り方
社会的養育推進にあたり
障害のある子供の保護者・里親支援機能充実を！**

- ・ 障害児入所施設（児童発達支援入所施設）は、入所支援だけを行うのではなく、地域支援機能を明確に位置づけることにより、障害児及びその家族を支援する地域における拠点施設としての機能を持つものとする。
- ・ 入所機能は、本体施設を小規模ケア化するとともに、グループホームやファミリーホームの開設・運営・支援、里親支援等の機能を持つものとする。
- ・ 児童の入所にあたっては、児童相談所を中心として市町村・施設を交えた入所調整会議を実施するとともに、退所後の自立支援に向けての自立支援会議を開催する。

こども家庭庁

社会的養育推進計画について

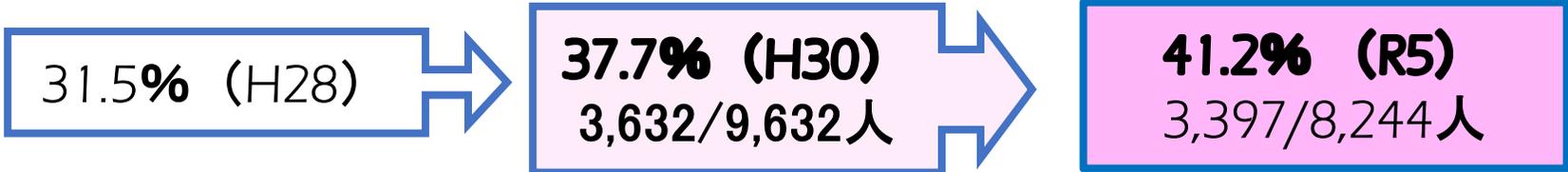
次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について
— 基本的考え方 — （抜粋） （R6年3月）

【（12）障害児入所施設】

障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。記述がある。

⇒（令和5年2月1日付 調査報告参照）

障害児入所施設における、被虐待（疑い）経験のある児童の割合が増加！



（アドボカシー）（こども家庭庁）
こどもの意見表明支援・意見形成支援

表 69 被虐待経験の有無及び虐待の種類

	総数	虐待経験あり	虐待経験の種類(複数回答)				虐待経験なし	不明
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		
障害児入所施設	9,632	3,633	1,604	216	2,299	552	5,293	706
	100.0%	37.7%	16.7%	2.2%	23.9%	5.7%	55.0%	7.3%

注)総数には、不詳を含む。

表 69 被虐待経験の有無及び虐待の種類

	総数	虐待経験あり	虐待経験の種類(複数回答)				虐待経験なし	不明
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		
障害児入所施設	8,244	3,397	1,527	167	2,077	615	4,335	479
	100.0%	41.2%	45.0%	4.9%	61.1%	18.1%	52.6%	5.8%

注)「虐待経験の種類」の構成割合は、「虐待経験あり」に対する割合であり、複数回答のため100%を超える場合がある。

引用：

- ・厚生労働省子ども家庭局・総務課 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部（令和2年2月1日）
- ・こども家庭庁（令和6年2月29日）報告 児童養護施設入所児童等調査の概要（令和5年2月1日現在）
- ・平成28・29年度 厚労科研「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」
- ・医療型・福祉型障害児入所施設に在園する被虐待（及び疑い）児童数とその割合日本知的障害者福祉協会(2010) 全国肢体不自由施設運営協議会(2010)

ウエルビーイングの保障
 良好な家庭的環境の提供
 小規模(ユニット)化など
 (令和2年2月障害児入所施設の在り方に関する検討会より)

障害児入所施設の在り方に関する検討会 最終報告について

令和2年2月10日

○障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性
 「①ウェルビーイングの保障」「②最大限の発達の保障」「③専門性の保障」「④質の保障」「⑤包括的支援の保障」

○施設種別ごとの課題と今後の方向性

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1)発達支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア単位の小規模化の推進 ・施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携 ・新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム(仮)の導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進 ・医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援
2)自立支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・早い段階から退所後の支援に取り組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・18歳以上の入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」) <ul style="list-style-type: none"> ① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない ② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討 以上の施策を円滑に進めるための諸措置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施 ・地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援 ・肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討
3)社会的養護機能	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施 ・児童相談所との連携 ・保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達 	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; background-color: yellow; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>こどもの意見表明支援 (アドボカシー)</p> </div>
4)地域支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援 	
5)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有 ・運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討 ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボカシー制度を参考とした障害児の意見表明の促進 ・入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討 ・入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化 ・市町村への入所決定権限付与についての検討 ・現行4.3対1となっている福祉型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ 	

➤厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。

— 障害児入所施設の今後の展望 —

障害児入所施設のあり方に関する検討会最終報告

令和2年2月10日（一部改変）

障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

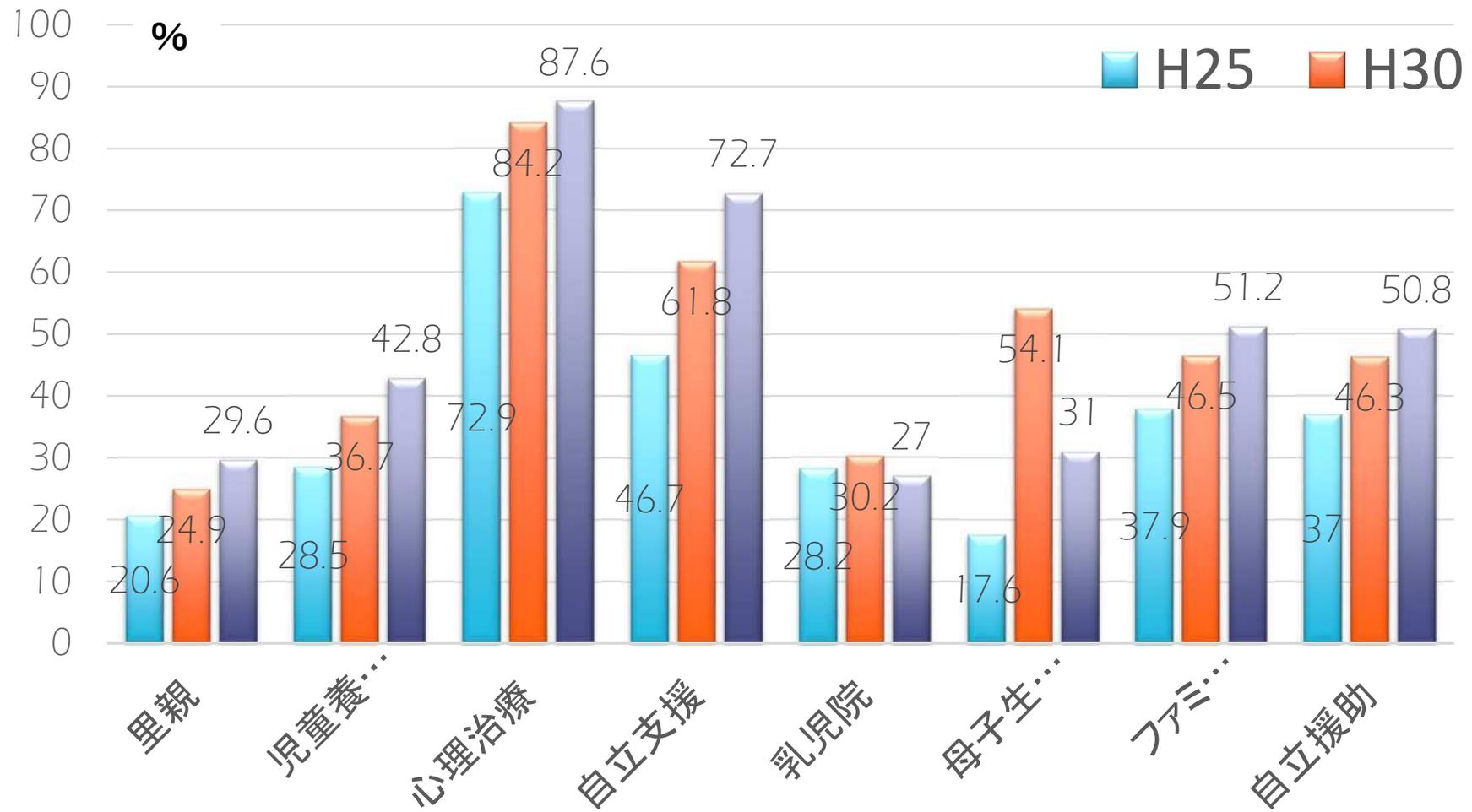
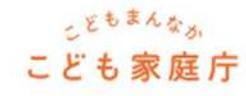
- 1 ウェルビーイングの保障
- 2 最大限の発達の保障
- 3 専門性の保障
- 4 質の保障
- 5 包括的支援の保障

東京都被措置児童等の
権利擁護に関する説明会
障害児（幼児）向け意見表明—ツール
子供の最善の利益は
子供の**意見表明**の先にある

障害のあるこどもの権利保障 「意見形成支援・意見表明支援」
（アドボカシー）意思疎通に困難を抱えるこども **推察・推測する!!**

令和4年度 障害者総合福祉推進事業 障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）より 一部改変

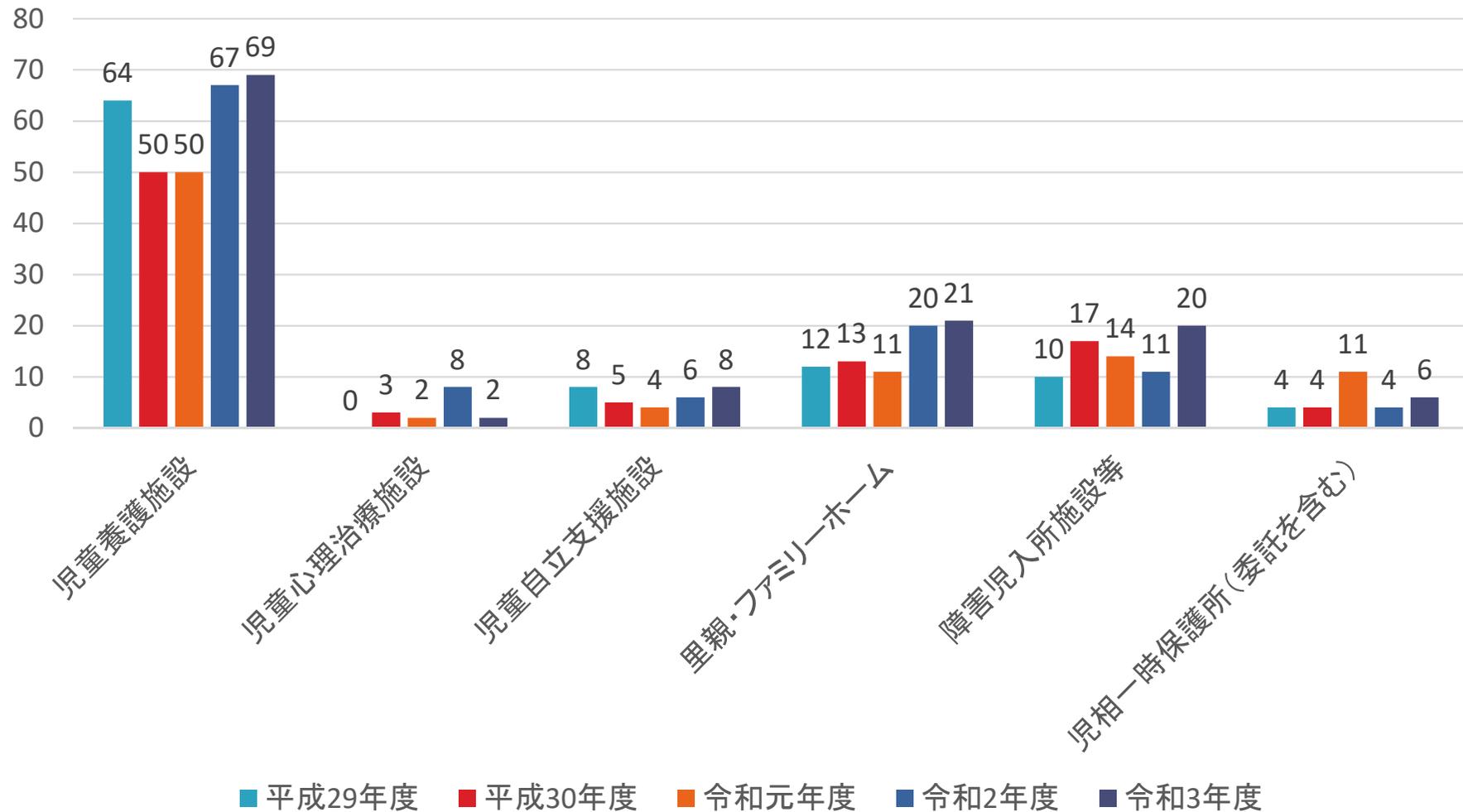
社会的養育が必要な子どもの中で、
ケアニーズの高い子どもが増加している H25-H30-R5



引用：こども家庭庁（令和6年2月29日）児童養護施設入所児童等調査の概要（令和5年2月1日現在）

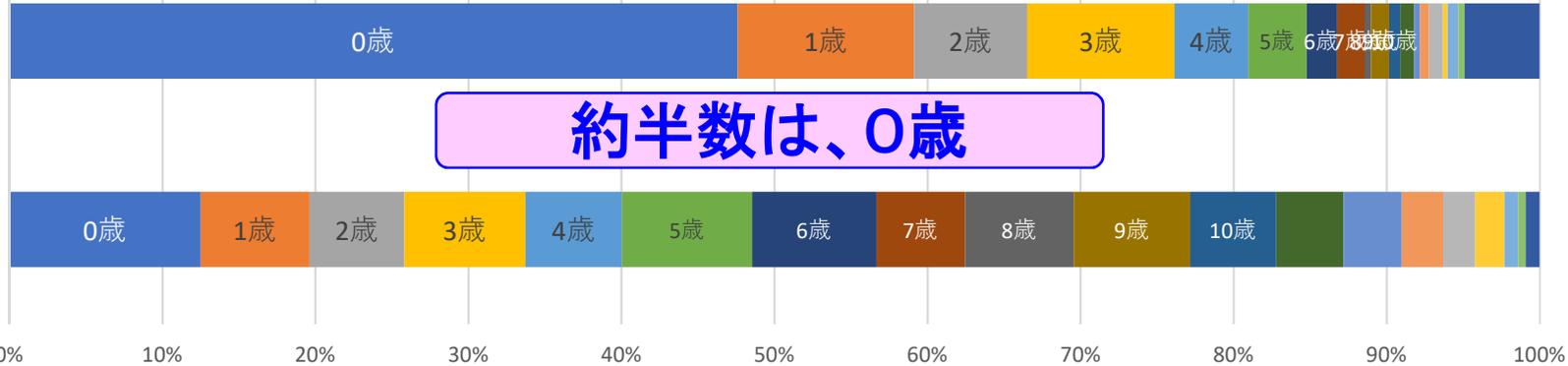
被措置児童等虐待の状況について（平成29年度～令和3年度） 施設等の種別（単位：件）

グラフタイトル



死亡時点の子ども年齢（第1次報告～第17次報告）

心中以外の虐待死



約半数は、0歳

心中による虐待死



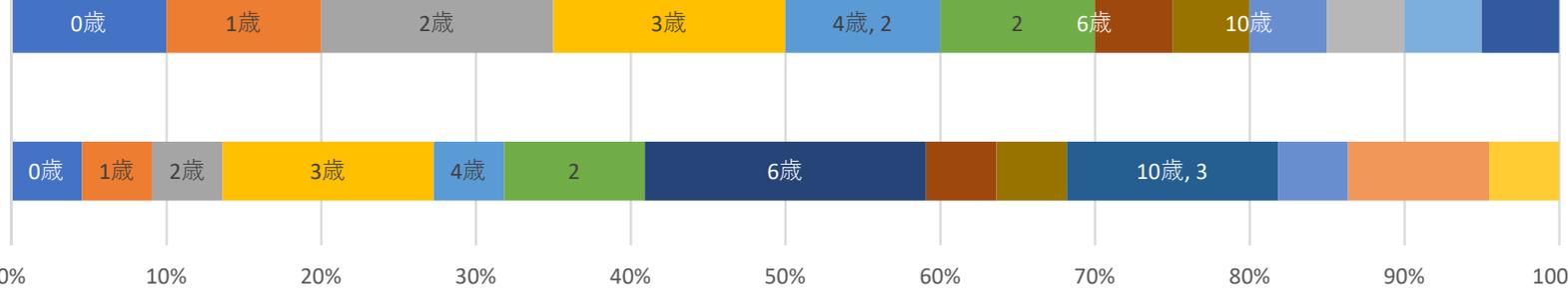
死亡時点の子ども年齢（障害児のみ抽出 41例）

全数



障害児：全年齢に分布！発達障害：17/41+2人

心中以外の虐待死



心中による虐待死



R3年度厚労科研(有村班：障害児虐待予防のための包括的支援マニュアルの作成に関する研究) 報告書 2021より 一部抜粋 ※子どもの虹情報研修センターからダウンロード可能

医療型短期入所事業所開設支援

※都道府県事業(指定都市、中核市も可)

(項) 障害保健福祉費

(目) 地域生活支援事業費等補助金

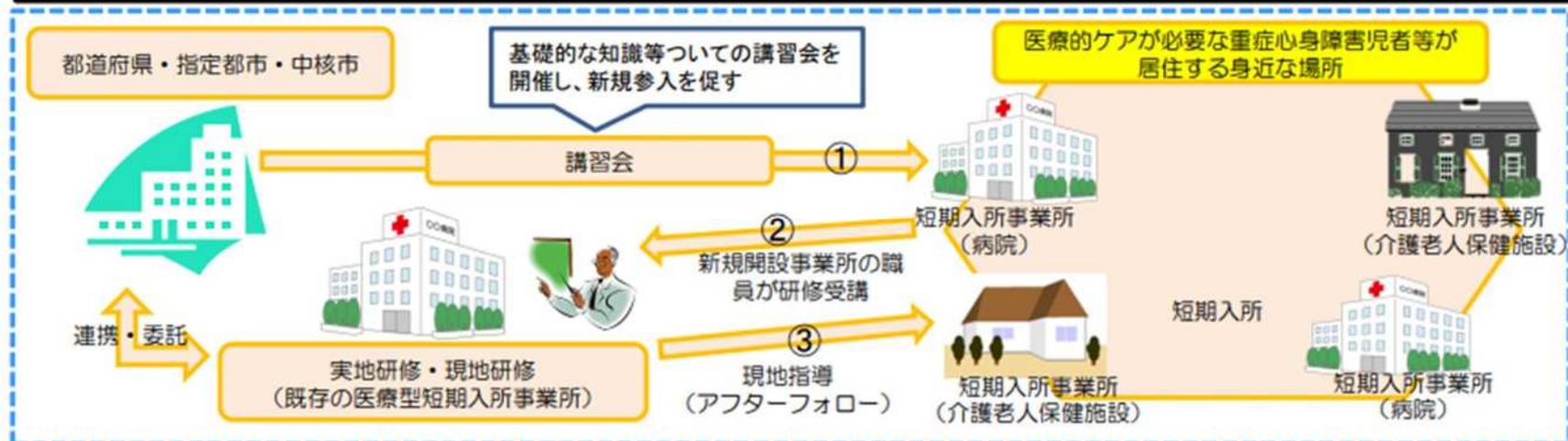
令和5年度予算案：507億円の内数（前年度は518億円の内数）

目的

- 医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児者等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

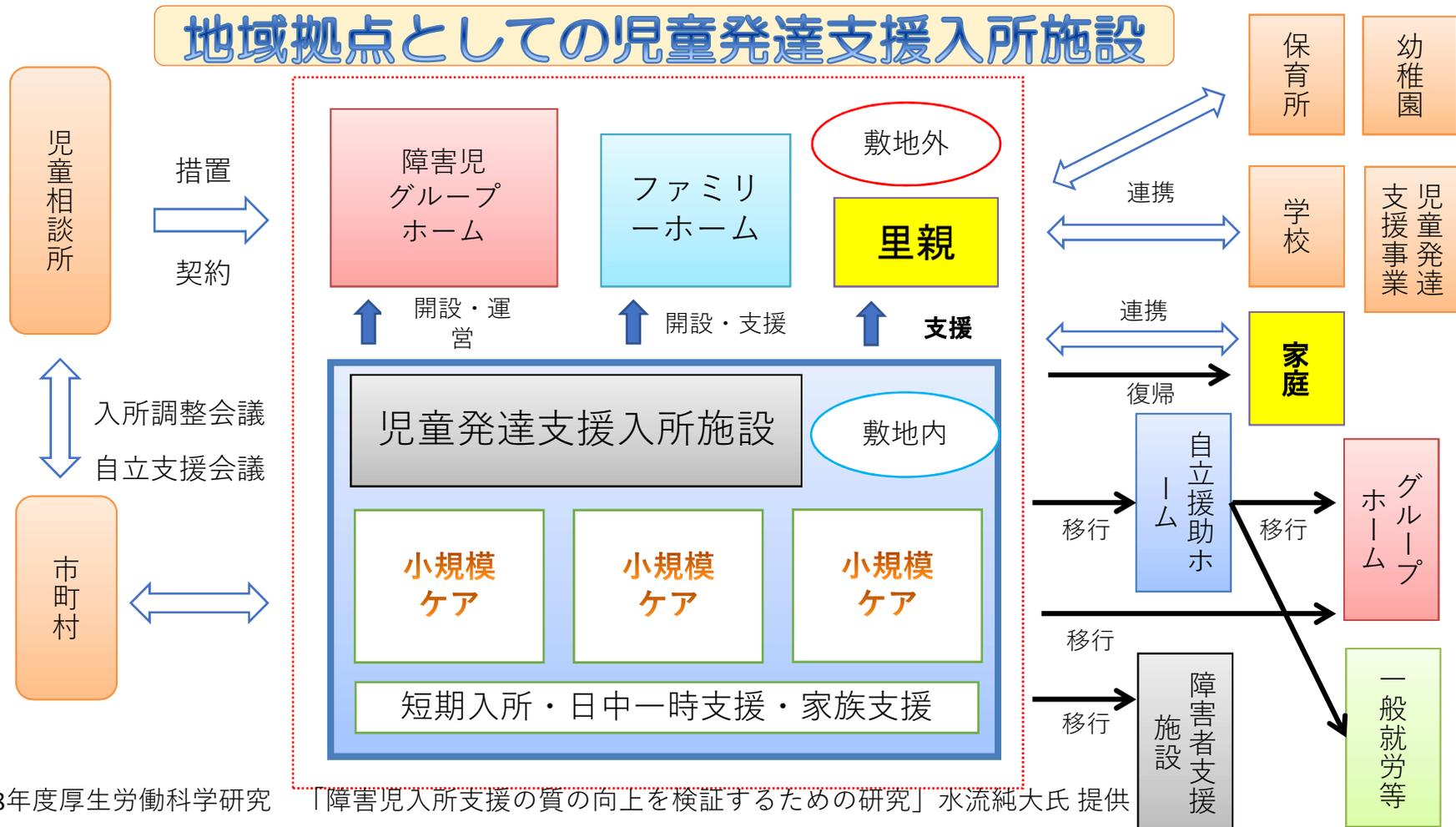
事業内容

- 1) 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等
医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児者等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。
- 2) 新規開設事業所の職員に対する研修等
新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児者等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。



障害児入所施設（福祉型）（児童発達支援入所施設）の将来像（案）

- ・ 障害児入所施設（児童発達支援入所施設）は、入所支援だけを行うのではなく、地域支援機能を明確に位置づけることにより、障害児及びその家族を支援する地域における拠点施設としての機能を持つものとする。
- ・ 入所機能は、本体施設を小規模ケア化するとともに、グループホームやファミリーホームの開設・運営・支援、里親支援等の機能を持つものとする。
- ・ 児童の入所にあたっては、児童相談所を中心として市町村・施設を交えた入所調整会議を実施するとともに、退所後の自立支援に向けての自立支援会議を開催する。



平成28年度厚生労働科学研究 「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」 水流純大氏 提供

東京都児童福祉審議会 令和6年9月5日（参考資料）

資料、P11,12 目標⑤一(1),(2)

ケアニーズが高い児童とは？

児童養護施設入所児童等調査の概要

児童養護施設等の児童の心身の状況

(R5年2月1日現在)

児童養護施設入所児童等調査の概要 児童養護施設等の児童の心身の状況 (R5年2月1日現在) こども家庭庁報告 (R6年2月29日)

6 心身の状況 (里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム)

心身の状況については、「該当あり」の割合が、里親では29.6% (前回24.9%)、児童養護施設では42.8% (前回36.7%)、児童心理治療施設では87.6% (前回85.7%)、児童自立支援施設では72.7% (前回61.8%)、乳児院では27.0% (前回30.2%)、母子生活支援施設では31.0% (前回24.4%)、ファミリーホームでは51.2% (前回46.5%)、自立援助ホームでは50.8% (前回46.3%)となっている。

障害児入所施設児童数：8,244人

表6 心身の状況別児童数

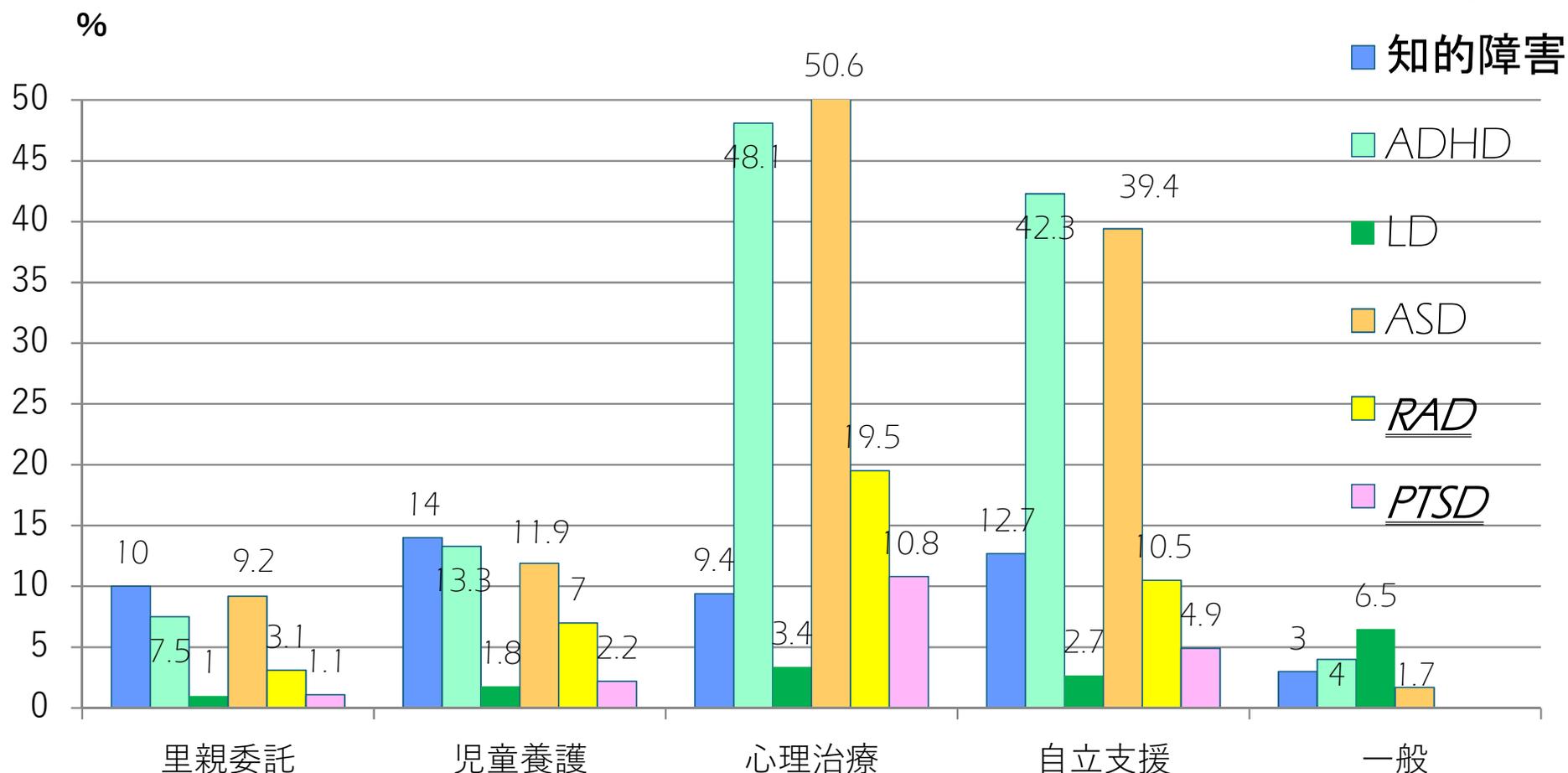
	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																			該当しない
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT	
里親	6,057	1,793	62	36	6	32	22	32	604	43	69	186	456	63	559	18	15	18	3	302	24	4,258
	100.0%	29.6%	1.0%	0.6%	0.1%	0.5%	0.4%	0.5%	10.0%	0.7%	1.1%	3.1%	7.5%	1.0%	9.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%	5.0%	0.4%	70.3%
児童養護施設	23,043	9,853	193	64	5	106	63	128	3,226	233	511	1,809	3,066	419	2,743	296	144	124	11	1,491	75	13,043
	100.0%	42.8%	0.8%	0.3%	0.0%	0.5%	0.3%	0.6%	14.0%	1.0%	2.2%	7.0%	13.3%	1.8%	11.9%	1.3%	0.6%	0.5%	0.0%	6.5%	0.3%	56.6%
児童心理治療施設	1,334	1,168	8	0	1	1	3	6	126	27	144	260	642	46	675	23	14	12	1	223	3	161
	100.0%	87.6%	0.6%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	9.4%	2.0%	10.8%	19.5%	48.1%	3.4%	50.6%	1.7%	1.0%	0.9%	0.1%	16.7%	0.2%	12.1%
児童自立支援施設	1,135	825	1	0	0	1	0	1	144	13	56	119	480	31	447	23	10	7	0	161	4	303
	100.0%	72.7%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	12.7%	1.1%	4.9%	10.5%	42.3%	2.7%	39.4%	2.0%	0.9%	0.6%	0.0%	14.2%	0.4%	26.7%
乳児院	2,404	649	261	40	18	33	27	52	110	38	6	7	17	0	40	0	2	9	5	281	*	1,750
	100.0%	27.0%	10.9%	1.7%	0.7%	1.4%	1.1%	2.2%	4.6%	1.6%	0.2%	0.3%	0.7%	0.0%	1.7%	0.0%	0.1%	0.4%	0.2%	11.7%		72.8%
母子生活支援施設	4,538	1,409	59	17	7	19	13	53	418	30	47	48	343	45	458	35	29	15	2	315	6	3,095
	100.0%	31.0%	1.3%	0.4%	0.2%	0.4%	0.3%	1.2%	9.2%	0.7%	1.0%	1.1%	7.6%	1.0%	10.1%	0.8%	0.6%	0.3%	0.0%	6.9%	0.1%	68.2%
ファミリーホーム	1,713	877	34	14	9	26	14	26	271	19	69	190	296	117	278	38	24	24	9	114	9	821
	100.0%	51.2%	2.0%	0.8%	0.5%	1.5%	0.8%	1.5%	15.8%	1.1%	4.0%	11.1%	17.3%	6.8%	16.2%	2.2%	1.4%	1.4%	0.5%	6.7%	0.5%	47.9%
自立援助ホーム	958	487	24	3	3	3	2	2	111	7	77	79	162	17	141	3	3	3	1	85	15	463
	100.0%	50.8%	2.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	11.6%	0.7%	8.0%	8.2%	16.9%	1.8%	14.7%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	8.9%	1.6%	48.3%

注) *は、調査項目としていない。

「心身の状況」の構成割合は、総数に対する割合であり、複数回答のため100%を超える場合がある。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf

ケアニーズの高いこどもの増加（神経発達症/RAD/PTSD） R5



引用：こども家庭庁（令和6年2月29日）報告 児童養護施設入所児童等調査の概要（令和 5年 2月 1日現在）
米山